

令和6（2024）年度  
自己点検評価書

令和7（2025）年8月

かなざわ食マネジメント専門職大学

## 目 次

I. はじめに	1
II. 大項目、中項目毎の自己点検・評価	2
基準1. 使命・目的等	2
基準2. 教育課程、教育方法、学習成果	5
基準3. 学生の受入れ・支援	25
基準4. 教育研究実施組織等	38
基準5. 教育環境の整備、社会との関係性	46

## I はじめに

学校法人国際ビジネス学院の建学の精神は、「専門産業の発展に貢献できる職業人の養成」である。本学の母体となる学校法人国際ビジネス学院および姉妹法人である学校法人国際ビジネス学院金沢が掲げる、国際ビジネス学院グループの経営理念「全教職員の物心両面の幸福を追求し、専門産業の発展に貢献できる社会人の養成を行う」に基づいている。

食に関するビジネスは大きな社会変化を受け、変化への対応が避けられない今日、本学は、従来に無いサービスや業態を次々と生み出し、新しい価値創造による食ビジネスの可能性を牽引し、食ビジネスを豊かにかつ高度に、未来に向けて進化させる人材の育成を目的としている。故に本学の使命は、社会のあらゆる変化をチャンスと捉え、

「食」と「経営」にかかわる高度な実践力と豊かな発想力で、未来を変えていく人材を育てることである。教育の特色は、食を中心に据えて、社会の変化に柔軟に対応しながら、生き抜くために必要な学問分野を横断的に学べる科目編成と、専門職大学教育の特色でもある実習・演習科目を加えた、理論と実践の融合教育である。

教育目的の達成のために適切な教育課程を編成し、講義、演習、実習を適切に組み合わせた授業方法を展開している。専門職大学の大きな特徴である「臨地実習」は 2・3・4 年次に行い、4 年間の学びの集大成となる卒業課題に取り組む。

専門職大学の趣旨を踏まえ、適正かつ公正な学生選抜を実施し、入学後のさまざまな学生支援施策を講じている。実践的な教育を行うために必要な実務家教員・実務家研究教員・学術研究教員を確保すると同時に、教員と事務職員が連携して大学を運営していく体制を構築している。また、演習、実習等に必要な施設・設備を整え、教育環境の充実に努めている。

今回の分野別認証評価により、これまでの大学運営をさまざまな面から自ら点検・評価することで、すでにいくつかの課題が浮き彫りとなっている。この機会を 1 つの契機として、更なる改善に向けた不断の取組みを全学で行っていく所存である。

## II 大項目、中項目毎の自己点検・評価

### 基準1 使命・目的

中項目	評価の視点	
1 目的の設定	1-1-1	当該専門職大学が担う、高等教育機関における役割及び教育理念等を踏まえ、食ビジネス分野としての目的を明確に設定していること。
	1-1-2	設定している目的は、専門職大学設置基準等の関係法令に適合し、制度上の目的に適ったもので、かつ食ビジネス分野で養成する人材像を明確にするとともに設置する学部の目的等との関連性も明確にしていること。

#### <現状の説明>

かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）の建学の精神は、「専門産業の発展に貢献できる職業人の育成」である。

本学の目的は、学則第1条に「実践的な職業教育、研究及び社会貢献に対する産業界・地域等の要請にこたえるため、深く専門の学芸を教授研究するとともに、専門性が求められる職業を担うための実践的かつ応用的な能力が展開できる高度な職業人の養成並びに学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。」と定めている。

本学は、その教育理念・目的を明確に定めており、学則・学生便覧・ホームページ等で簡潔に文章化されている。また、使命・目的は特色ある取組みやカリキュラムによって実現している。

学則第5条においても、フードサービスマネジメント学部 フードサービスマネジメント学科の目的を、「企業経営を理解し、チェーン企業の店舗マネジャーを担う能力と、将来的にフードサービス企業において経営の中核を担える基盤を持つ人材を養成することを目的とする。」と定めている。なお、この「学部の目的」は、学部で養成する人材像を示している。

これまで目的及び教育目標の見直しは行ってこなかったが、今後、社会情勢などに対応し、見直しが必要となった場合は、教育課程連携協議会及び教授会の意見を聞き、学長のリーダーシップのもとに実施する。

#### <根拠資料>

- ・参照資料 1-1：「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」（第1条・第5条）
- ・参照資料 1-2：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト
- ・参照資料 1-3：学生便覧

中項目	評価の視点	
2 目的を実現するための実効性のある中長期計画の策定	1-2-1	当該専門職大学が策定している中長期計画に、食ビジネス分野の目的を実現するための実効性のある具体的な内容が位置付けられていること。
	1-2-2	中長期計画は単年度計画及び財務基盤の安定、組織管理等との整合性が図られ、適切に実行していること。

<現状の説明>

本学設置法人の「中期計画」では、本学院の教育理念、人材養成の目的、中期計画項目等が令和 3(2021)年 11 月に策定された。この中期計画の「中期計画項目」は、「教育」「学生支援」「地域連携」「環境整備」「安定した経営」の項目に分け、それぞれの項目内にも細かく具体的な目標を定めている。

中期計画の遂行に必要な「安定した経営」については、財務基盤の安定を図るため、学生数の確保が重要である。本学は開学以来、学生募集は苦戦続きで定員充足率も 50%を下回っており、事業活動における経常収支差額は、大学単体では大幅なマイナスであり、当初見込みより悪化している。「大学全体会議」において、経営側から教学側に対して「学生募集」が最重要の課題という認識が示され、法人・大学が一体となって「学生募集」に取り組んでいる。引き続き、学生確保に全教職員一丸となって取組むとともに、教育研究に支障のない範囲で経費節減を行うことにより、安定した財務基盤の確立を進めている。

また、財務基盤の安定化に向け、外部資金獲得にも取り組んでおり、教室等の外部団体への貸出しや寄付金募集を行っている。

以上、本学は、中長期計画に基づき、単年度計画及び財務基盤の安定、組織管理等との整合性を図り、適切に実行している。

<根拠資料>

- ・参照資料 1-4：「学校法人国際ビジネス学院中期計画」
- ・参照資料 1-5：「かなざわ食マネジメント専門職大学学生募集推移」
- ・参照資料 1-6：「かなざわ食マネジメント専門職大学収支差額表」
- ・参照資料 1-7：「大学全体会議議事録」
- ・参照資料 1-8：「学校法人国際ビジネス学院寄付金一覧」

中項目	評価の視点	
3 使命・目的の 検証・改善等	1-3-1	社会等の変化に応じた使命・目的の的確性について、適宜、検証し、必要な見直しを行っていること。

<現状の説明>

自己点検評価を担う総務委員会において現状の課題を検証し、運営会議に報告している。また、令和 6(2024)年 3 月 1 日と 8 月 22 日に開催された「大学全体会議」と「2024 年度教育課程連携協議会」でも現状の課題を検証し、教育理念、人材養成の目的及び本学の目的の的確性について周知された。現在の方針では、教育理念等を変更せず、教育課程改定のみを実施することとなっている。

<根拠資料>

- ・参照資料 1-9：大学全体会議議事録
- ・参照資料 1-10：教育課程連携協議会議事録

## 基準1 使命・目的の現状に対する自己点検・評価

### (1) 長所と問題点

#### 【長所】

1. 教育理念の他、大学の目的等が明確に定められ、周知・公表している。

#### 【問題点】

1. 課題に対して教職員に周知はしているが、一人一人が、その課題を認識し、達成に向けて学内全体で PDCA サイクルがうまく機能していない面がある。
2. 開学以来、学生確保には苦戦をしており、入学定員割れが続いている。そのため、大幅なマイナス経営が続いている。安定した経営を行うために入学定員の確保と経費削減に努め、安定した財務基盤を構築することが急務である。

### (2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

教育理念・目的は、周知が図られている。特に教職員に対しては、今後も教職員全体会議等で教育理念・目的を振り返る時間を作り、一層の周知を図っていく。

また、安定した財務基盤の構築に至っては、入学定員の確保が最重要課題で教職員が一致団結しての取り組みが必要である。また、教職員の業務の効率化や教育研究に支障のない範囲で経費削減を行う等、全学的な取り組みも必要である。

今後は、教職員一人一人が、問題点を理解して行動に繋げることができるような学校づくりを行っていく。

基準2 教育課程、教育方法、学習成果

中項目	評価の視点	
1 学位授与方針 及び教育課程の 編成・実施方針	2-1-1	当該専門職大学が定める教育理念及び食ビジネス分野の養成人材像並びに目的に即し、かつ、学習成果を明確に示した学位授与方針を策定していること。 また、学位授与方針に基づいて教育課程の編成・実施方針を定め、教育内容及び方法等の妥当性を学生等に対して明確に説明していること。

<現状の説明>

かなざわ食マネジメント専門職大学（以下「本学」という。）令和3(2021)年4月に開学した。開学に当たって文部科学省へ提出した設置の趣旨等を記載した書類等を踏まえて、本学では、「学則」第1条で「本学の目的」を定め、同第5条で「フードサービスマネジメント学部の目的」を定めている。

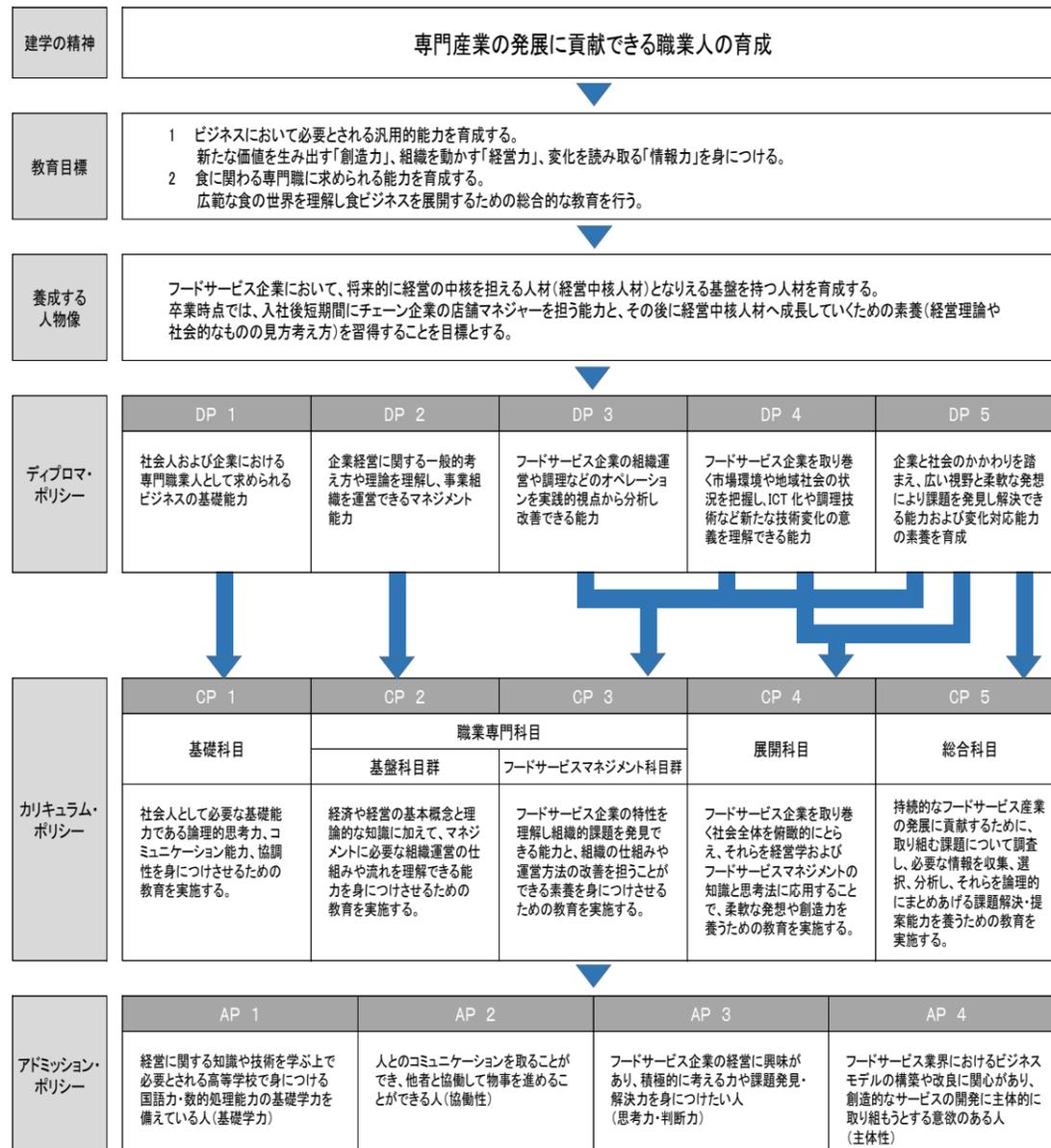
本学では、フードサービスの社会的・文化的背景を理解し、フードサービス分野の企業経営と、ICT(Information and Communication Technology)及び調理技術や食材調理、食品衛生の基本を学び、所定の単位を修得し求められる資質・能力を身につけた学生に対し、学位を授与している。

学位授与に関する方針(DP/ディプロマ・ポリシー)は参照資料2-8のとおり定め、ホームページ、学生便覧に掲載し、学生、教職員及び社会に適切に周知している。

カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーは、参照資料2-8のとおり一貫性をもって策定されている。

本学部で養成しようとする人材像は、企業経営の基本を理解したうえでフードサービス企業の組織運営に関する基本的能力を備え、食材の選定・調達から商品化までに関する知識を身につけた、フードサービスのプロフェッショナルである。栄養士や調理師のような特定分野の専門技術者的な位置づけではなく、フードサービス企業経営に特化したマネジメントのプロである。

ただし、フードサービス企業においては、経営に関する知見を有しているだけでなく、それらを補完し新たな発想を導くうえで、食材の選定・調達・調理から商品やサービスの提供までの食に関する知識を学び、調理やサービスの現場について理解していること、調理技術を習得していること、商品や事業に関する創造的感覚を持っていること、企業環境の変化をとらえるうえでデータを読む力や地域の文化や産業について柔軟な視点を有することなど、フードサービスに関する専門的で深い知識に加えて、関連する周辺分野の知識やツールを使いこなせることが望ましい。これからのフードサービス産業の経営には、発展可能性を広げるうえでこのような関連する多彩な分野の知識とフードサービスを結びつけ活用する力が求められることから下記のような各目標を定めている。



参照資料2-8 3 ポリシーの関係図

学位授与に関する方針 (DP/ディプロマ・ポリシー) は次のとおり定め、ホームページ、学生便覧に掲載し、学生、教職員及び社会に適切に周知している。

1.3.2 ディプロマ・ポリシー
DP1. 社会人および企業における専門職業人として求められるビジネスの基礎能力
DP2. 企業経営に関する一般的考え方や理論を理解し、事業組織を運営できるマネジメント能力

DP3. フードサービス企業の組織運営や調理などのオペレーションを実践的視点から分析し改善できる能力

DP4. フードサービス企業を取り巻く市場環境や地域社会の状況を把握し、ICT (Information and Communication Technology) 化や調理技術など新たな技術変化の意義を理解できる能力

DP5. 企業と社会のかかわりを踏まえ、広い視野と柔軟な発想により課題を発見し解決できる能力および変化対応能力の素養を育成

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知を実施している。「単位認定基準」については、「学則」「履修規程」に定め、学生便覧に明記し学生に周知している。

さらには、本学の web 等でシラバス、カリキュラムツリー、履修の在り方等をしめすことで学生に周知している。

#### 4.2 カリキュラム・ポリシー

本学における教育目標を達成するため、以下のようなカリキュラム・ポリシーを設定し、教育課程を編成・実施する。

CP1. 社会人として必要な基礎能力である論理的思考力、コミュニケーション能力、協調性を身につけさせるための教育を実施する。

CP2. 経済や経営の基本概念と理論的な知識に加えて、マネジメントに必要な組織運営の仕組みや流れを理解できる能力を身につけさせるための教育を実施する。

CP3. フードサービス企業の特性を理解し組織的課題を発見できる能力と、組織の仕組みや運営方法の改善を担うことができる素養を身につけさせるための教育を実施する。

CP4. フードサービス企業を取り巻く社会全体を俯瞰的にとらえ、それらを経営学およびフードサービスマネジメントの知識と思考法に応用することで、柔軟な発想や創造力を養うための教育を実施する。

CP5. 持続的なフードサービス産業の発展に貢献するために、取り組む課題について調査し、必要な情報を収集、選択、分析し、それらを論理的にまとめあげる課題解決・提案能力を養うための教育を実施する

#### <根拠資料>

- ・参照資料 2-1: 「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」
- ・参照資料 2-2: 「設置の趣旨等を記載した書類 -かなざわ食マネジメント専門職大学-」
- ・参照資料 2-3: かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「3つのポリシー」  
(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/information/>)
- ・参照資料 2-4: 「学生便覧」
- ・参照資料 2-5: 「履修規定」
- ・参照資料 2-6: 「学位規定」
- ・参照資料 2-7: かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「情報公開」  
(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/information/>)

中項目	評価の視点	
2 教育課程の編成と授業科目・授業方法	2-2-1	<p>期待する学習成果を達成し、当該専門職大学の食ビジネス分野の目的を実現するために、学位授与方針を踏まえた教育課程の編成・実施方針に基づき、教育課程を体系的に編成し、系統性・段階性に配慮した授業科目を配置していること。</p> <p>また、食ビジネス分野において産業界及び地域社会との連携による教育課程・実施のため、教育課程連携協議会を設置していること。</p> <p>さらに、教育課程は、専門職大学教育共通の目標である、理論と実践を架橋する教育を実施するために必要となる下記の要件を踏まえたものになっていること。</p> <p>(1) 食ビジネス分野において専門性が求められる職業を担うために必要な知識・スキルとして、社会人・専門職業人として必要な基礎的能力を身につけるための基礎科目（教養科目を含む）、企業経営に対する知識を身につけるための科目とフードビジネス企業に特化したマネジメント科目、それらの知識を実践に応用するとともにフードビジネスにおける調理等の必要な技術を学ぶための実習、演習等の授業科目を配置していること。また、豊かな人間性や進展する情報化社会など社会環境の変化に応じた職業倫理を醸成するために授業科目を段階的・順次的に配置していること。</p> <p>(2) 授業科目の開発、教育課程の編成、見直しにあたっては、教育課程連携協議会の意見を勘案するとともに適切な体制を整備の上、行っていること。</p> <p>(3) 教育課程は、産業界等と緊密に連携した実践的な職業教育により、質の高い専門職業人材を育成するため次の4つの授業科目群で編成されていること。</p> <p>○基礎科目：生涯にわたり自らの資質の向上と、社会的及び職業的自立を図るために必要な能力を育成するための授業科目。</p> <p>○職業専門科目：食ビジネス分野に係る職業において必要とされる理論的、かつ実践的な能力及び当該職業分野全般にわたり必要な能力を育成するための授業科目。</p>

	<p>○展開科目：食ビジネス分野に関連する分野における応用的な能力であって、当該職業分野において創造的な役割を果たすために必要なものを育成するための授業科目。</p> <p>○総合科目：修得した知識及び技能等を総合し、専門性が求められる食ビジネス分野の職業を担うための実践的かつ応用的な能力を総合的に向上させるための授業科目。</p> <p>(4) 教育課程の実験・実習又は実技による授業科目のうち臨地実習等は、20 単位以上で、かつ専門職大学等の臨地実習の手引きを参考に行う企業等での実習等（連携実務演習等を含む。）が実施されていること。</p> <p>学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（実践力育成のためのケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。</p> <p>また、臨地実習の実施や実践力育成のための授業実施にあたっては、当該職業分野の企業及びその他組織との間で科目の到達目標等を共有し、必要な協働・連携するなど教育上の創意工夫を行っていること。</p>
--	---

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知については、「学則」「履修規程」に定め、学生便覧に明記し学生に周知している。

72 科目のうち 44 科目 (61.1%) が必修科目であり、特に 1 年次、2 年次は必修科目の割合が高いため、履修指導において、主要な科目の取りこぼしがないように厳しく学生に指導している。

「卒業認定基準」は、学則第 36 条に「本学に 4 年以上在学し、学部に定める授業科目を履修し、131 単位以上の単位数を修得した者」に、教授会の議を経て、学長が卒業を認定すると定めている。また、その詳細を学生便覧に記し、学生に周知している。

「他大学における既修得単位の認定単位数の上限」は、学則第 32 条及び第 33 条に「60 単位を超えない範囲」と定めている。

学生の履修状況については、常に教学組織が各学生の履修状況に関心を持ち続けることが重要である。同時に、学生自身が履修状況を確認でき、自らの履修計画を正していくことも求められる。そのためには学生と教職員とが履修に関して情報共有を密にし、学生個別の修学計画を用意すること、学生自身が修学状況を客観的に把握しながら軌道修正の努力を行うことが重要であり、授業アンケートを通して実行している。

さらには、単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用単位認定にかかる「成績評価の方法」「到達基準」及び「講義計画」は、科目ごとに「シラバス」に示し、学生に周知している。また、「成績評価の方法」は、学生便覧に基づき、新学期のオリエンテーション時に説明を行っている。

科目担当教員は、単位認定要件に基づき、厳正に成績評価を行っている。また、学修効果を客観的に把握するために GPA 制度を採用し、数値化し管理している。さらに各期終了後には、本人及び学費負担者に GPA を記載した学業成績記録を郵送しており、その際、成績疑義照会の案内も同封、周知している。

「卒業認定」については、当年度の成績が決定したのちに教授会で確認をとり、学長が最終決定する。本学を卒業した者には「学位規程」に基づき、「フードサービスマネジ

メント学士（専門職）」の学位を授与する。

本学のカリキュラム編成の特色は、学問横断的な科目編成と実習・演習科目の配置と相まって、他大学とは異なる教育課程となっている点にある。科目ごとの成績評価は教員が責任を持つが、科目間のシラバスの連携強化を図ることで学生のより深い学修を促すことも、本学の教育目標の達成には不可欠である。科目連携を積極的に進めるとともに、教員は不断のシラバスの見直しと、教授方法の改善に向けて、教員相互のコミュニケーションが図れるように、教務・学生委員会がリーダーシップを発揮する予定である。

本学では、教育課程及び教授方法に関して教育目標および、ディプロマ・ポリシーに基づき、その学修到達目標を達成するため、次のような教育課程の編成及び実施の方針（カリキュラム・ポリシーCP1 から CP4）を設定し、教育課程を編成・実施している。カリキュラム・ポリシーにより、「基礎科目」（CP1）、職業専門科目「基礎科目群」（CP2）、「フードサービスマネジメント科目群」（CP3）、「展開科目」（CP4）、「総合科目」（CP5）の科目群により編成されている。また、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を48単位とすることで、学生が過剰に履修登録することなく、適切に科目履修をするようにしている。（CAP制）

履修指導は、履修時期に合わせて、学生便覧とシラバスを用いて適切に行っている。シラバスは、新学期に書面で配布するとともに、Google Classroom にアップし、学生がいつでも見ることができるようにしている。

科目設定の考え方は以下のとおり、基礎科目、職業専門科目、展開科目、総合科目で学部、学科の設立の趣旨を踏まえて設定してある。具体的な科目名は履修系統図のとおりである。

#### ① 基礎科目の考え方

基礎科目は、社会人として必要な教養を身につけるための科目と、職業人として求められる基礎的で汎用的な能力を育成する科目により構成される。本学ではそれらの能力を「社会人の基礎能力」として下記のとおり定義している。

- (1) 社会人の基礎能力に関する科目
- (2) 職業人として必要な基礎能力に関する科目

#### ② 職業専門科目の考え方

職業専門科目は、企業経営と食品学など食に関する科目に分かれる。特に、一般的な経営学部において開講されている主要な経営科目を基盤科目として設定し、相対的な企業経営の基本を学ぶ。それらの内容を踏まえた上で、フードサービス企業の経営科目と、食品43分野の科目を学び、20単位以上配置してあり、さらに関連した演習・実習および臨地実習の受け入れ企業マニュアルを参考に行う臨地実習など系統的に設定している。

- (1) 職業専門科目のうち基盤科目群
- (2) 職業専門科目のうちフードサービスマネジメント科目群
- (3) 職業専門科目のうち演習、実習科目

#### ③ 展開科目の考え方

専門職大学設置基準第13条においては、展開科目とは、専攻する「特定の職業分野に関連する分野の応用的な能力」であり「創造的な役割を果たす」ために必要な能力育成の科目として記述されている。この趣旨を踏まえて、展開科目には「考え方と発想力科

目群」「情報関連科目群」「地域関連科目群」を設定し、フードサービス産業に関係した 周辺分野を学ぶことにより、柔軟な発想と広い視野を養うことを目的とする。これらは、卒業後に経営中核人材へと成長していくための素養を構成する。

なお、サービス業において求められるビジネス力の中で、「情報収集」「状況変化の把握」「問題発見力」「ビジネス創造」「革新性」「戦略性」「客観視」などが挙げられている。これらの能力を支えているのは、幅広い知識と「ものの見方・考え方」に基づく体系的思考である。特にフードサービスにおいては、状況の変化を読み、発想するだけでは不十分で、それを実行可能なレベルにまで具体化できることが求められる。職業専門科目がフードサービス企業に焦点を当てているのに対し、展開科目は、より広く企業が置かれた状況を知り、そこから事業構想へと発展させていくために必要な視点を導くための科目を設置している。

- (1) 考え方と発想力科目群
- (2) 情報関連科目群
- (3) 地域関連科目群

#### ④ 総合科目の考え方

総合科目は、大学4年間の学びの集大成として、卒業研究を設定する。それまでの教育課程の中で、学生が修得した知識や技能などを基に、学生自らがフードサービスに関わる研究テーマを設定し、自律的に考え、それまで学んだ内容を組み込み、結果までを導くプロセスである。その設定したテーマにより、関連する専門分野の教員から指導を受けつつ、卒業論文を完成させる。

具体的には、フードサービス産業・企業を対象とし、ケーススタディなどによる事業の仕組みや戦略の研究、新たなコンセプトに基づくビジネスモデル立案・設定、新事業プランや新店舗開発プランの計画書作成などが考えられる。

なお、指導教員は、学生が行うテーマでの設定段階から関わり、不適切なテーマや曖昧性をもった研究計画とならないように配慮し、学生の研究プロセスに対する支援を行う。この指導は、少人数のゼミ（演習）形式によって行われることで、密度の高い教育を行う。それぞれの教員における専門分野は異なるため、必要に応じ主担当教員とそれを補佐する副担当教員を組み合わせ、学生の多様なテーマに対応する。

本学では、「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」第 11 条に基づき、産業界及び地域社会との連携により、教育課程を編成し、円滑かつ効果的に実施するため、教育課程連携協議会を設置している。

委員は(1)学部長(2)学長が指名する教員その他の職員(3)本学の教育課程に関連する職業に従事する者又は事業を行う団体のうち、広範囲の地域で活動する関係者であって、かつ、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者(4)地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者等(5)本学が開設する授業(臨地実習)の実施において、本学と連携する事業者(6)本学の職員以外の者であって学長が必要とする者で、前期・後期の各学期末に教育課程の編成・実施に関する基本的な事項について協議を行っている。

協議の内容の柱一つには、臨地実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲの在り方、運営の仕方等で、「受け入れ企業マニュアル」を中心に受け入れ企業、窓口教員、当該学生のコミュニケーションや企業担当者の学生への助言等、幅広く協議して、年々ブラッシュアップされている。

令和3(2021)年度開学以来全8回開催している。本学の教育課程を通じて養成する人材像に照らして地域社会と連携した授業科目の開発、臨地実習の効果的な実施方法、評価などについて、協議を行っている。

令和 6(2024)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、「教育課程連携協議会」の意見を具体的に教育課程の編成・実施に反映するに至っていないが、「教授会」で全教員に共有しており、令和 7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することもこの協議会に諮問した。

<根拠資料>

- ・参照資料 2-8 : 「3 ポリシーの関係図」
- ・参照資料 2-9 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」 (第 24 条・第 36 条)
- ・参照資料 2-10 : かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「3 つのポリシー」  
(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)
- ・参照資料 2-11 : 「学生便覧」
- ・参照資料 2-12 : 「履修規定」
- ・参照資料 2-13 : 「学位規定」
- ・参照資料 2-14 : 「2024 年度学生便覧」
- ・参照資料 2-15 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学 フードサービスマネジメント学部フードサービスマネジメント学科カリキュラムマップ」
- ・参照資料 2-16 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学 フードサービスマネジメント学部フードサービスマネジメント学科シラバス」
- ・参照資料 2-17 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学教育課程連携協議会規程」
- ・参照資料 2-18 : 「2024 年度かなざわ食マネジメント専門職大学教育課程連携協議会構成員名簿」
- ・参照資料 2-19 : 「臨地実習受け入れ企業マニュアル」
- ・参照資料 2-20 : 「2021 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 3(2021)年 9 月 15 日開催)
- ・参照資料 2-21 : 「2021 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 4(2022)年 2 月 25 日開催)
- ・参照資料 2-22 : 「職業能力評価基準と科目」 (令和 4(2022)年 2 月 25 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-23 : 「2022 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 4(2022)年 10 月 26 日開催)
- ・参照資料 2-24 : 「臨地実習概要報告」 (令和 4(2022)年 10 月 26 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-25 : 「2022 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 5(2023)年 2 月 15 日開催)
- ・参照資料 2-26 : 「1. 臨地実習の概要」 (令和 5(2023)年 2 月 15 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-27 : 「2023 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 5(2023)年 10 月 25 日開催)
- ・参照資料 2-28 : 「2023 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 6(2024)年 2 月 21 日開催)
- ・参照資料 2-29 : 「教育課程連携協議会\_人材像」 (令和 6(2024)年 2 月 21 日開催教育課程連携協議会資料)

- ・参照資料 2-30 : 「2024 年度第 1 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 6(2024)年 10 月 9 日開催)
- ・参照資料 2-31 : 「新カリキュラム」 (令和 6(2024)年 10 月 9 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-32 : 「2024 年度第 2 回教育課程連携協議会議事録」 (令和 6(2024)年 2 月 26 日開催)
- ・参照資料 2-33 : 「募集活動について」 (令和 6(2024)年 10 月 9 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-34 : 「臨地実習報告」 (令和 6(2024)年 10 月 9 日開催教育課程連携協議会資料)
- ・参照資料 2-35 : 「就活支援の現状と課題」 (令和 6(2024)年 10 月 9 日開催教育課程連携協議会資料)

中項目	評価の視点	
3 教育の実施	2-3-1	学生に期待する学習成果を踏まえ、適切な授業形態（講義、演習、実習等）、方法（実践力育成のためのケーススタディ、フィールドワーク等）及び教材が用いられていること。また、臨地実習の実施や実践力育成のための授業実施にあたっては、当該職業分野の企業及びその他組織との間で科目の到達目標等を共有し、必要な協働・連携するなど教育上の創意工夫を行っていること。
	2-3-2	1つの授業科目について同時に授業を行う学生数は、原則として40人以下としていること。また、授業時間帯や時間割は、学生の履修に配慮したものであること。
	2-3-3	下記のような取組みによって、それらが相互に効果を発揮して学生の円滑な学習につながっていること。 ・シラバスの作成と活用による学習成果の向上の取組 ・履修指導、予習・復習等に係る相談・支援の取組

<現状の説明>

本学では、教育課程の編成・実施方針において、講義科目、演習科目、そして臨地実習は、理論と実践を往還し、高度な実践力と応用力を育成するために、相互に深く関連し合うように設計されている。それぞれの科目は独立しているのではなく、段階的かつ体系的に学びを深めるための重要な構成要素である。「講義、演習、臨地実習を適切かつ機能的に組み合わせた授業方法により（教育課程を）展開する」ことを掲げ、授業科目ごとに、その目的及び到達目標を踏まえて、授業形態を定めている。

基礎科目は、「社会人の基礎能力に関する科目」と「職業人として必要な基礎能力に関する科目」により構成されている。専門分野における基礎となる知識や理論を体系的に学ぶ場である。ここで得られる知識は、その後の演習や実習で思考し、判断するための「土台」となる。本学部で学ぶ上での動機付けやキャリア形成を図る科目、能動的な学修方法を修得する科目、教養を養う科目は主に講義形式で授業を行う一方、語学科目は“Role-play evaluation”等の模擬的な体験でより効果的に学修内容の定着を図ることができる演習形式で実施している。職業専門科目は、基礎科目群とフードサービスマネジメント科目群で構成されている。

また、演習科目については、講義で学んだ知識を基に、具体的な課題に取り組む科目として位置付けている。少人数のグループワーク、ディスカッション、事例研究、シミュレーションなどを通じて、学生が主体的に考え、発表し、議論する機会が多く設けられている。講義で得た知識を「使える知識」へと転換させる段階と捉えている。

さらに、臨地実習は大学の外に出て、実際の職業現場で専門職としての役割を体験する科目である。これは、講義と演習で培った知識とスキルを統合し、現実の複雑な状況の中で応用する「総仕上げ」の段階と考える。臨地実習に関しては効果的に実社会において職務遂行上必要となる知識・技能を体験的に学習させる。そのため、本授業科目の到達目標を達成させるため、加えて、多様化し、変化が激しい社会に対応できる学生育成を目的とするため臨地実習計画、受け入れマニュアル等を作成している。各企業等の実情を踏まえた実習内容となるよう、シラバスに定める大枠の計画を提示した上で、実習先企業等に具体的な実習プログラムの作成を依頼している。臨地実習先の業務形式が多岐にわたるため、受け入れマニュアル内にも丁寧な説明がなされ、学生に周知させ、教育効果を高めている。実習先企業が作成した実習プログラムについては、担当教員が確認し、必要に応じて調整した上で、最終的な実習計画として取りまとめている。

また、多様な臨地実習先を確保しているため、学生と臨地実習先企業等との間でミスマッチが発生しないよう、学生の派遣先の選定にあたっては、各学生の進みたい領域のニーズ、企業から求められる人物像を鑑み、各企業等の実習計画を基に学生から希望を聴取し、学生に履歴書・志望理由書を作成させた上で、実習指導者等とのマッチング面談を行っている。このようにして策定した実習計画、学生の受入に係る合意が確実に履行されるように、事前の協議が完了した実習先企業等とは実習の実施に関する協定を締結している。また、臨地実習前に、キックオフミーティング等を開催し、学生の自覚を促し、臨地実習受け入れ先からの理解、本学の教育に対する熱意を示し、三者の相互理解の機会としている。

前述した様な準備をしても、臨地実習先との問題が発生することが見受けられたので、実習中の指導に関しても単に実習先企業等に委ねることなく、本学部教員と実習指導者との協働体制を構築している。まず、実習の開始に際しては、事前に実習指導者に対し説明会を開催し、事前準備、実習中の指導の基本的な流れ、成績評価等について、認識の共有を図っている。その上で、実習期間中は学生が作成する日報（実習日誌）の実習指導者による確認・コメントの記載、本学部教員による日報・実習指導者からのコメントの確認を通じて、日々の実習への取組み状況や問題・事故等がないかを把握し、指導が必要な事項がある場合は、実習指導者と連携し指導にあたる。加えて、臨地実習期間の中間に、本学部教員が各実習先企業等を巡回訪問し、現地で各学生の実習状況を確認するとともに、学生及び実習指導者等と面談し、必要に応じて指導を行っている。

本学部では、専門職大学設置基準の趣旨を踏まえ、1つの授業科目について同時に授業を行う学生数を40名以下とするため、クラス制を採用している。しかし開学当初から定員を充足させた年度は残念ながらない。されど、入試において、“いわゆる全入”を行っているわけではなく、高等教育に耐えうる学生の確保に努力している。

本学部における授業時間は、90分間とし、1時限（9時00分から10時30分まで）から4時限（13時10分から14時40分まで）まで設定している。授業時間割はクラス単位で編成し、卒業要件単位を確実に修得できるよう各授業科目の開講曜日・時限を設定することはもとより、特に必修科目・選択必修科目が多く配当されている1年次・2年次においては、一日あたりの履修授業科目数が過多とならないよう配慮している。

本学部では、学生が円滑に学修を進められるよう授業の実施にあたり、すべての授業科目においてシラバスを作成している。シラバスの作成にあたっては、教務事項を所掌する「学生教務委員会」において、「シラバス作成要領」を策定し、全授業科目共通で「授業の目的・到達目標」「授業計画」「成績評価の方法」「準備学修（予習・復習、課題等）」「教科書・参考書」などを記載することとしている。特に学生が目的意識をもって意欲的に学修に取り組む上で重要な項目となる「授業の目的・到達目標」については、当該授業科目の履修を通して、具体的にどのような知識・能力等をどの程度修得することが期待されるのかを、学生を主体として記載することとしている。その上で、「授業計画」は当該授業科目がどのように展開されるのかを学生がイメージできるよう、各回の授業で扱うテーマを具体的に示すこととしている。また、単位の実質化、到達目標の確実な達成に向け、学生の授業外学修を促進するため、予習・復習、課題等について、具体的な内容・方法等の指示とともに、求められる学修時間数を記載することとしている。作成したシラバスは、履修登録期間前に学生に公開し、履修する授業科目を選択するにあたっての資料とするとともに、各授業科目を履修している最中においても適宜参照し、授業の目的・到達目標を意識しつつ、授業に取り組むことや授業の進行に応じて必要な授業外学修に取り組むことを指導している。加えて、教職員による履修指導の際に、学生の興味・関心や学修歴に応じ、今後どの授業科目を履修することが望ましいのかを提示するための資料としても活用している。

シラバスの作成・活用のほか、学生の円滑な学修を支援するため、履修ガイダンスの開催、教員によるオフィスアワーの設定、履修ガイダンスは、前期・後期の各学期の始めに開催し、主に学事日程、授業時間割、履修する授業科目の選択方法、授業を受ける上での全般的な注意事項について説明している。また、ガイダンス後には、履修に関する個別相談の時間を設け、個々の学生に応じた履修指導を行っている。なお、履修相談は履修登録期間中等にも随時受け付けている。

オフィスアワーは、学年担任教員を中心に全設定することとしている。オフィスアワーの時間帯は、原則、教員が研究室等に待機し、学生からの授業内容に関する質問や学習方法、予習・復習等に関する相談を受け付けている。また、就職・進学などの進路や起業に関する相談も受け付け、希望する進路の実現に向けた助言や履修指導を行っている。

学生が設定した目標とその達成状況、面談内容などは、学生ごとに記録を残し、卒業までの継続的な支援に活用している。

このことから、学生がより円滑に学修を進められるようにするとともに、単位の実質化を図り教育効果を高める上で、今後のオフィスアワーの活用、自主的な授業外学修の促進を図る改善策を講じている。

#### <根拠資料>

- ・参照資料 2-35：「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」
- ・参照資料 2-36：「かなざわ食マネジメント専門職大学 HP」
- ・参照資料 2-37：「かなざわ食マネジメント専門職大学 シラバス」
- ・参照資料 2-38：臨地実習受け入れマニュアル -臨地実習の実施にあたり-

中項目	評価の視点	
4 学習成果	2-4-1	授業科目の内容、形態に応じ、それぞれの目標の達成度を測るのにふさわしい方法・基準を設定し、これをあらかじめ、シラバス等で学生に明示した上で、学生の学習に係る評価を公正かつ厳格に行っていること。
	2-4-2	成績評価の公正性・厳格性を担保するために、学生からの成績評価に関する問合せ等に対応するしくみを整備し、かつ学生に対して明示していること。また、そのしくみを適切に運用していること。
	2-4-3	あらかじめ学生に明示した基準及び方法によって卒業認定をし、学位授与方針に定めた学習成果を達成した学生に対して適切に学位を授与していること。

#### <現状の説明>

本学では、各授業科目の単位の認定に関し、学則、履修規程及びシラバスにおいて定め、当該基準に従って適切に成績評価を行うことを規定している。

フードサービスマネジメント学部では、教育課程の編成・実施方針において、教育評価はシラバスによってあらかじめ明示し基準に従って適切に行うことを掲げている。

当該規定に基づき、「教務・学生委員会」策定の「シラバス」において、シラバスに「成績評価の方法」の項目を設け、成績評価の方法とその評価割合を具体的に記入することを定めている。各授業科目においては、これらに基づき、当該授業科目の到達目標の達成度を適切に測定するための具体的な方法・評価割合を設定し、シラバスに明示して学期当初に学生に提示している。

例えば、授業科目「店舗管理システム論」においては、講義科目として「店舗システムの基礎知識を広く習得すること」を目的に、「店舗管理システムの基本的考え方・必要性が理解できるようになる。とりわけ、店舗情報の重要性をより深く学び、ソフトウェアやアプリをビジネスのツールとして利用し活用できるようになること」を到達目標としていることから、成績評価の方法・割合を「授業内小テスト・レポート・課題プレゼンテーション等を含む平常点：30%、最終試験（授業範囲すべてを含む）：70%」とし、店舗管理システム基礎知識の修得状況とその知識を活用する能力を測定するための試験に重点を置いて成績評価を行うこととしている。

また、授業科目「店舗システム概論演習」では、演習科目として「飲食における店舗システムの重要性を理解し、講義や演習を通じて店舗システム構築に関わる際に必要な知識を得ること」を目的に、「店舗システムの構築、および設計とは何かを理解すること／店舗システムの構築方法を理解すること／演習を通じて店舗システム設計の知識を定着させること」を到達目標としていることから、成績評価の方法・割合を「演習結果のレポート：40%、演習発表内容：20%、授業での参加姿勢：20%、授業中ワーク結果：20%」とし、授業の主軸となる演習の成果や取組態度により成績評価を行うこととしている。このほか、臨地実習を実施する授業

科目「臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」では、成績評価の方法・割合を「事前課題：10%、臨地実習中の評価：60%、事後課題（実習日誌、報告書、報告会でのプレゼンテーション等）：30%」とし、特に評価割合が高く、実習先企業等による評価となる「臨地実習中の評価」においては、多様な実習先企業等で実習を行うことを踏まえ、到達目標の達成度を適切に測定し、成績評価の標準化を図ることができるよう、ルーブリック評価を導入している。ルーブリック評価では「臨地実習Ⅰ」「臨地実習Ⅱ」「臨地実習Ⅲ」のそれぞれの到達目標に応じて評価の観点を5つに分け、各観点における達成度の評価指標を4段階で示し、実習先企業等に評価を依頼している。

「臨地実習Ⅰ」では、「与えられた業務がどのような意義を持つのかを理解し、効率的・効果的な方法で業務を完了することを目標として作業を進めることができる／課題解決や目標の達成に向けた計画を立て、実際の状況に応じた計画修正の必要に自ら気づき、指導者の承認を受けて修正・変更しながら最後まで実行できる／チームメンバーとしてシステムの作業の一工程として、示された設計書の通りに実装することができる」ことを到達目標としているため、ルーブリック評価において、「目標設定」「計画立案・実践」「主体性」「コミュニケーション・協働」「システム活用」の5つの評価の観点を設けている。その上で、例えば「システム活用」の観点であれば、評価指標の1段階目を「システム活用に関する基本的な知識を理解している」、2段階目を「システム活用に関する基本的な知識を保有し、システム活用の作業工程として、示されたデータの内容を理解することができた」、3段階目を「システム活用に関しての基本的な知識を保有し、担当する領域の作業を、上位者の指導の下に行うことができた」、4段階目を「システム活用の作業の一工程として、示されたマニュアルの通りに実装することができた」としている。

「臨地実習Ⅱ」では、「自分のやるべき業務を的確に判断し、効率的な方法を考え、率先して創意工夫をしながら取り組むことができる／異なる考え方の人たちと意見を交わして調整し、互いに納得できる結論を導き、状況に応じて自分の役割を適切に変えながら協力して業務を遂行することができる／企業や事業を取り巻く状況について調査統計、アンケートやインタビューといった情報を適切に収集・分析し、それらを分かりやすく整理し、ビジネス上の的確な示唆を提示できる／情報通信技術も活用し、事業の課題を解決する方策と実行計画、それによって生じるデメリットとその対処策などもあわせてプレゼンし、指導者の納得と助言を得ることができる」ことを到達目標としており、「目標設定」「計画立案・実践」「主体性」「コミュニケーション・協働」「情報の収集と分析／解決提案とプレゼン」を評価の観点として掲げ、「臨地実習Ⅰ」と同様に、それぞれの観点について具体的な評価指標を設定している。

成績の評価基準は、「かなざわ食マネジメント専門職大学」の履修規程第30条の3において、100点から90点までを「S」評価、89点から80点までを「A」評価、79点から70点までを「B」評価、69点から60点までを「C」評価、59点以下を「D」評価とすることを規定し、同条第3項において、「S・A・B・C」の評価の場合に、合格として単位を付与することとしている。各授業科目においては、シラバスで学生に明示した成績評価の方法・割合に基づき、100点満点で評価を行い、評点と「S」から「D」までの評価を学生に通知している。

成績評価の公正性・厳格性を担保するため、本学では、学生への成績通知後、学生からの成績評価に関する問い合わせを受け付ける成績照会の制度を設けている。学生から成績評価に関する問い合わせの連絡が事務局に提出された場合は、事務局から当該文書を担当教員に送付し、成績評価の妥当性の確認及び文書による回答の作成を依頼する。担当教員は事務局からの依頼に基づき、成績評価の妥当性や採点上の誤りがないか等を確認し、回答文書を事務局に提出する。担当教員から提出された回答文書については、「教務・学生委員会」で不適切な点がないかを確認した上で、事務局から該当学生に送付している。その際、成績評価の訂正がある場合は、訂正後の成績評価をあわせて通知している。なお、本制度の運用にあたっては、事前に各教員へ成績評価の根拠資料を保管するよう通知するとともに、学内ポータルサイトにより学生に周知している。直近 3 年間における学生からの成績評価に関する問い合わせの状況は以下のとおりである。

【成績疑義照会の状況】

年度	学期	成績照会件数	成績訂正件数	成績訂正率
令和 4(2022)年度	前期	0 件	0 件	0.0%
	後期	0 件	0 件	0.0%
令和 5(2023)年度	前期	0 件	0 件	0.0%
	後期	0 件	0 件	0.0%
令和 6(2024)年度	前期	0 件	0 件	0.0%
	後期	0 件	0 件	0.0%

卒業認定の基準・方法に関しては、「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」第 35 条に学長は、本学に 4 年以上在学し、所定の単位を修得し、「教授会」の議を経て卒業することを認められた者に対して卒業を認定すると定めている。また、卒業要件単位数も、同第 36 条に規定し、131 単位以上(基礎科目及び展開科目に係るそれぞれ 20 単位以上、職業専門科目に係る 87 単位以上並びに総合科目に係る 4 単位以上を含む)で学部の定める単位数を修得した者については、教授会の議を経て学長が卒業を認定するとしている。学位授与方針に定める学修成果は、卒業要件となる授業科目における目標達成の積み重ねにより得られるものであることから、卒業認定にあたっては、「教授会」において、卒業要件となる授業科目の単位修得状況を確認することをもって、卒業認定基準を満たし、学位授与に値するかを判断している。「教授会」での審議の結果、卒業要件単位を修得し卒業課題の内容も十分と判断された学生に対しては、学長が卒業を認定するとともに、学則第 39 条に基づき「フードサービスマネジメント学士(専門職)」の学位を授与している。令和 6(2024)年度は 6 名の学生について、卒業を認定し、学位を授与した。

<根拠資料>

- ・参照資料 2-39：「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」
- ・参照資料 2-40：「かなざわ食マネジメント専門職大学シラバス」

基準2 教育課程、教育方法、学習成果

中項目	評価の視点	
5 教育課程、教育方法、学習成果の検証・改善等	2-5-1	学生の学習成果、卒業生の進路・キャリア形成状況等を踏まえ、当該専門職大学の食ビジネス分野における教育課程、教育方法、学習成果を検証し、必要に応じ、改善・向上策を図っていること。
	2-5-2	食ビジネス分野の教育課程、教育方法、学習成果を検証し、教育課程及びその内容、方法の改善・向上を図るにあたっては、卒業生、実習先・就職先など関連する企業及びその他組織の意見や在学生の意見を勘案するなど、多角的、継続的な視点に立つ工夫をしていること。

<現状の説明>

フードサービスマネジメント学部では、教育の質保証と教育課程の継続的な改善を目的として、多角的かつ継続的な評価体制の構築に取り組んでいる。

具体的には、「教務・学生委員会」による「授業評価アンケート」の実施等を通じて、教育効果、教育方法の妥当性、学修成果等の検証を行っている。

設問は、授業とシラバスとの整合性、理解度、授業レベル、双方向授業の工夫、教員からのフィードバック、学習時間、到達目標の達成度、総合的な満足度について、受講した学生の評価、意見・要望を確認するものとしている。

前期末（通年科目は中間）、後期末中間に2回のアンケートを実施し、「教務・学生委員会」で集計の上、全体の分析結果を全教員に共有するとともに、各授業科目の結果は、担当教員に個別フィードバックし、授業内容・方法等の改善に活用している。

以下は、「2024年度授業評価（中間・期末）」における分析をもとに、授業効果に応じて各科目を3分類し、具体的な評価項目に基づいて整理したものである。

1. 課題を残す科目

「食品加工学」では、回答者2名中1名が「全く満足できなかった」と回答しており、満足度50%（5段階中最低）、理解度「全く進んでいない」50%という深刻な結果が出ている。同科目は、授業理解度や到達目標の達成度、満足度において比較的低い評価が見られた。このほか、「カラーコーディネート」では、授業レベルが「合っている」と回答した学生が期末では37%にとどまり、「あまり合っていない」との回答も13%に達した。また、フィードバックが「なかった／あまりなかった」との回答が25%を超えており、学習支援機能の不足が示唆される。

2. 改善がみられる科目

これらの科目では、中間評価に比べて期末に向けての改善が見られた。たとえば、「店舗管理システム論」では、授業理解度「進んでいた」とする回答が中間の50%から期末で56%に上

昇し、満足度も「大変満足」「ほぼ満足」の合計が78%に達した。フィードバックの実施状況にも改善の傾向がみられる。「キャリアデザイン」や「食品関連法規」でも、「進んでいた」「合っていた」との回答が増加傾向にあり、質的改善が評価されている。

### 3. 優れた効果をあげている科目

これらの科目は、到達目標の達成度、満足度、理解度のいずれにおいても非常に高い評価を得ている。特に「地域と観光」では、授業理解度「進んでいた」が91%、授業レベル「合っていた」が82%、満足度「大変満足だった」が55%、到達度「達成できた」が55%、「事業・商品開発論」では、授業理解度「進んでいた」が89%、授業レベル「合っていた」が78%、満足度「大変満足だった」が78%、到達度「達成できた」が56%と、すべての評価軸で高スコアを記録している。

「経営学概論」では、中間時点で「進んでいる」が90%、「合っている」が60%、「フードサービス経営分析」では、中間時点で「進んでいる」が75%、「だいたい合っている」が63%、さらに学習者の満足度はコメントからも高評価がうかがえる。

「マーケティングリサーチ実習」「調理学実習」など実習形式の授業は、教員からの一方的な授業ではなく、教員と学生、学生同士による双方向性に工夫を「感じられた」が「マーケティングリサーチ実習」67%、「調理学実習」80%と双方向の体験学習が効果的に機能している。

全体として、評価が分かれる要因は主に次の4点である

- (1) 授業設計の明確さ（シラバス準拠か）
- (2) 理解度に応じた進行の柔軟性
- (3) フィードバックの質と頻度
- (4) 予習・復習などの学習負荷の妥当性

「課題を残す科目」に共通して見られるのは、フィードバックの不十分さや、レベル感のミスマッチ（20%超）である。一方、「優れた効果をあげた科目」は、到達度・満足度ともに70～90%台の高い数値を記録しており、学習者中心の設計が成功しているといえる。引き続き、フィードバック体制の強化、レベル設計の見直し、実践型授業の導入を行うことが、授業全体の質の向上につながると考えられる。

また、「臨地実習」では、実習受入企業に、学生ごとに評価した「臨地実習評価表」の提出を求めるとともに、同評価表を臨地実務実習委員会でとりまとめ、学生および実習担当教員にフィードバックすることにより、次の臨地実習につなげる工夫をしている。

さらに、履修科目、成績、単位履修状況、授業評価アンケート（段階評価）などの定量的データと、学生の意識調査、卒業時の満足度調査、協力企業、就職先企業等へのアンケート、授業評価アンケートの記述部分や個人面談などの定性的データを統合的に分析することで、学習成果を多面的に把握し、教育の質向上に活用している。

また、教育課程、教育方法、学修成果の検証は各委員会・センターが所管する事項について、それぞれの観点で実施しているが、必ずしも学位プログラム共通の考え方や尺度が確立されていないため、学位プログラム全体として、より組織的に教育効果や学修成果を検証し、教育課程、教育方法等の改善に繋げられるよう、3つのポリシーを踏まえた学修成果の

点検・評価方法の確立、アセスメント・ポリシーの策定をすすめ、教育内容の妥当性や実務への適応性を検証している。

完成年度を迎えるにあたり、検証をもとに教育課程の点検・評価を行い、教務・学生委員会においてカリキュラムの改訂を実施した。実施に際しては、外部有識者による第三者評価により改訂の客観性と透明性を確保し教育課程の改善に対する信頼性を高めている。

<根拠資料>

- ・参照資料 2-41：「学生便覧」 「7. 授業評価アンケート」
- ・参照資料 2-42：「2024 年度授業評価アンケート\_中間」
- ・参照資料 2-43：「2024 年度授業評価アンケート\_期末」
- ・参照資料 2-44：「臨地実習 I（第 2 期）実習評価表」
- ・参照資料 2-45：「専門職大学学則」第 33 条「成績評価基準等の明示等」
- ・参照資料 2-46：「学生便覧」 「3. 学位授与に関する方針（DP/ディプロマ・ポリシー）」  
「4. 教育課程の編成及び実施の方針（CP/カリキュラム・ポリシー）」
- ・参照資料 2-47：「教育課程等の概要」 「教育課程等の概要（新）」

## 基準2 教育課程、教育方法、学習成果の現状に対する自己点検・評価

### (1) 長所と問題点

#### 【長所】

1. フードサービスマネジメント学部では、学位授与方針において、フードサービスの社会的・文化的背景を理解し、フードサービス分野の企業経営と、ICT(Information and Communication Technology)及び調理技術や食材調理、食品衛生の基本を学び、所定の単位を修得し求められる資質・能力を身につけた学生に対し、学位を授与している。ディプロマポリシーには DP1 から DP5 の具体的な能力を定めることで、卒業認定・学位授与にあたり学生に期待する学修成果を明確に示している。
2. ディプロマポリシーに定める 5 つの能力を教育課程に沿った順次性のある体系的なカリキュラムマップ、それに応じた教育内容・方法をもって養成している。
3. 各授業科目において、その目的や到達目標を踏まえ、適切な授業形態を採用し授業を実施している。加えて、各シラバスでは、グループ学習、グループ討議、ケーススタディ、プレゼンテーション等の授業方法を取り入れるなど、教育方法の工夫を行っている。
4. 各授業科目における学修成果の積み重ねが学位授与方針に定める 5 つの能力の獲得に繋がることから、各授業科目においては、その到達目標の達成度を適切に測定するための具体的な成績評価方法と評価割合を設定し、シラバスにおいて学生に明示した上で、公正かつ厳正に成績評価を行っている。特に、実践教育の要となる臨地実習を実施する「臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ」においては、多様な企業等で学生が実習を行うことを踏まえ、受け入れ企業担当者の評価を導入して、学生のスキル向上の参考にしている。

#### 【問題点】

1. 臨地実習の協力企業等からの各評価表からは「食マネジメント人材」にまで到達するには、学生の心構えが不足しているとの指摘を受けている。さらに、教育課程連携協議会からは、例えば「食関連の起業家」に特化したカリキュラム構成が必要でないか等の提案もあった。令和6(2024)年度までは、設置計画履行期間であったため、設置計画の確実な履行に努めてきたが、今後は各種アンケートや教育課程連携協議会の提言などから明らかになった課題を教育課程の編成・実施に反映していく必要がある。
2. 学生が円滑に学修を進めることができるよう、教育課程の編成・実施方針において学生生活に関する目標やその達成状況、学修成果は、学修ポートフォリオを作成して学生自身が管理する必要がある。しかしながら現状、学修ポートフォリオの整備には至っておらず、学生が4年間を通じて自身の学修達成状況を確認しつつ、学位授与方針に定める能力の修得に向け、着実に学びを深めることができるよう学修ポートフォリオにより学修成果を可視化することも必要である。

3. 学修支援の一環として全専任教員によるオフィスアワーを設定し、学生からの授業内容に関する質問や学習方法、予習・復習等に関する相談を受け付けるとともに、希望する進路の実現に向けた助言や履修指導を行っている。各専任教員がオフィスアワーとして学生からの相談等を受け付ける曜日・時間帯は、学期始めに取りまとめの上、学生に周知している。
4. 教育課程、教育方法、学修成果等の検証に取り組み、課題点の把握に努めているものの、検証等は、それぞれの部署で実施しており、必ずしも学位プログラム共通の考え方や尺度が確立されていない。また、学位プログラム全体として、履修科目、単位修得状況、成績評価などの客観データと各企業等の主観データを組み合わせた分析までには至っていない。このことから、より組織的に教育効果や学修成果を検証し、教育課程、教育方法等の改善に繋げられるようなシステムの構築の必要がある。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

完成年度までの4年間の学修成果を踏まえ、明らかとなった課題の改善に取り組む。学修成果の把握（可視化）には、学修ポートフォリオの導入を行い、単位の実質化に向けて、学生の授業時間外学修の促進を図る改善策について、教育課程、教育環境、教授法など総合的な観点での検討を行う。

臨地実習の実施時期やそれまでに修得させるべき知識・スキル等についても、教育課程の改訂の中で再検討する。教育課程、教育方法、学習成果の組織的な改善を図る上で、学位プログラム共通の考え方や尺度の確立が必要である。

<根拠資料>

- ・参照資料 2-48：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「3つのポリシー」  
(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)
- ・参照資料 2-49：「学生便覧」
- ・参照資料 2-50：「履修規定」
- ・参照資料 2-51：「学位規定」
- ・参照資料 2-52：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「情報公開」  
(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)
- ・参照資料 2-53：「かなざわ食マネジメント専門職大学 フードサービスマネジメント学部  
フードサービスマネジメント学科シラバス」

基準3 学生の受入れ・支援

中項目	評価の視点	
1 学生の受入れ	3-1-1	学則にあるよう食ビジネス分野の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を定め、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明確にしていること。
	3-1-2	選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制の下で適切かつ公正に入学者を選抜していること。
	3-1-3	入学定員に対する入学者数及び収容定員に対する在籍学生数を適正に管理していること。

<現状の説明>

学生の受入れ方針については、学則にある学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえ、策定している。

本学は、学位授与方針として具体的な学位授与要件を掲げており、これに対応する教育課程の編成・実施方針を提示し、これに沿った教育課程を編成している。

学位授与方針は教育課程の編成・実施方針に沿った教育課程における必要な履修を経て到達できるものであり、その履修の内容は「養成する人材像」としてフードビジネス業界において活躍できる高度な専門知識と実践力を備えた人材としている。

学位授与方針は、一般的に食ビジネスのプロフェッショナルとして必要な3つの要素（「経営力」「情報力」「創造力」）の習得度をベースとし、本学での履修に必要な力を具体的に示した「教育目標」としている。

本学のアドミッション・ポリシーとして、基本的にフード業界に関心があることを前提にしたうえで(1)基礎学力(2)思考力・判断力・表現力能力(3)主体性・判断力・協働性を掲げており、それを基本としながら、入試種別は、多様な個性を持つ学生の受入れの観点から「総合型選抜」「学校推薦型選抜（指定校推薦・公募型推薦）」「一般選抜(独自試験型・共通テスト利用型)」を設けている。

各選抜における出題、合否判定基準は学生の受入れ方針に沿った内容において判断しているが、「一般選抜」は、主に「国語」「数学」の2科目で必要な「知識・技能」を問い、「総合型選抜」は面接、小論文、志望理由書より、本学の求める学生と一致する資質を判断するものである。また、「学校推薦型選抜」では各高等学校に本学の求める学生像に一致する学生の推薦を依頼している。つまり基礎学力に加え、人とのコミュニケーションを取って他者と協働して物事を進められる協働性、そして食ビジネスへの興味とそこで必要となる思考力と判断力と主体性であり、これらの資質は、専門職大学の特徴でもある臨地実習の場面において、必要な資質でもある。

このように本学の学生の受入れ方針は、学位授与方針に到達するための履修（教育課程の編成・実施方針）を継続していくためのスタートラインとして位置づけられ、そのための選抜方法、出題、合否判定基準を設定している。

以上の本学の入学者選抜における学生の受入れ方針（求める学生像）や求める水準や評価方法などは、「学生募集要項」及び大学 Web サイト等で事前に説明している。

「アドミッション・ポリシー、募集定員、出願要件、出願手続、試験期日、試験方法、試験場、入学検定料その他入学に要する経費の種類・額やその納入手続・期限など入学志願者が出願等に必要事項」については、「学生募集要項」にまとめ、本学 Web サイト等で広く社会に公表している。

選抜基準については、学生の受入れ方針に基づき、入試種別にある入試方法ごとに各 AP の配点を定め、入学者選抜の合否判定を行っている。

入学者選抜実施のための適切な体制に関しては、「入試委員会」がその責を担っている。同委員会は、基幹教員及び事務職員によって構成され、入学者選抜に関して審議を行っている。

「入試委員会」は「かなざわ食マネジメント専門職大学入試委員会規程」で「入学者選抜試験実施方針に関する事項」、「入学者選抜試験合格者の選考及び選考方法に関する事項」及び「その他委員会が必要と認める事項」を審議することが定められている。

公正な入学者選抜を実施するために、「試験監督要領」を作成している。これら「試験監督要領」は、入学者選抜試験の監督予定者の教職員に配付されており、統一的な業務を監

督者が遂行することにより、受験生にとって公正な入学者選抜試験を実施できるようにしている。

入学者選抜は、定めた基準に従って採点を行ったうえで、「入試委員会」の議を経て、「教授会」で審議し、学長が決定している。

以上、選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制のもとで適切かつ公正に入学者を選抜している。

入学定員に対する入学者数に関して、令和 3(2021)年度からの年度実績は以下のとおりである。

【入学者数】

年度	入学定員	入学者数	入学定員充足率
2021	40	8	0.20
2022	40	18	0.45
2023	40	9	0.225
2024	40	11	0.275

令和 3(2021)度の開学では8名の入学者を迎え、翌年、開学二年目はその 2.25 倍の18名の入学者となり、入学定員充足率は、0.2 から 0.45 と大幅に増えた。しかしながら開学3年目の令和 5(2023)年度には入学定員充足率が 0.225 となり、入学者数は大幅に減少となった。令和 5(2023)年度入学生は定員充足がなされていない状況となった。このため、令和 6(2024)年 1 月に実施された「大学全体会議」において、法人側から教学側に対して「学生募集」が最重要の課題のひとつという認識が示され、令和 6(2024)年 4 月開催「大学全体会議」でも改めて強調された。

また、収容定員に対する在籍学生数の適正な管理に関しては、令和 6(2024)年 8 月 1 日現在、以下のとおりである。

【在籍学生】（令和6(2024)年8月1日現在）

学年	入学定員	在籍学生数	充足率	在学学生数
1	40	11	0.275	11
2	40	8	0.20	7
3	40	16	0.40	15
4	40	7	0.175	6
合計	160	41	0.256	38

\*在籍学生数には休学中の学生を含む。

本学は、「FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会」を置いて授業力の絶えざる向上を目指し、また、担任制度も設けて学生支援にも努めており、退学防止にも努めている。

<根拠資料>

- ・参照資料 3-1：「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」
- ・参照資料 3-2：「かなざわ食マネジメント専門職大学 HP」
- ・参照資料 3-3：「かなざわ食マネジメント専門職大学 設置の趣旨を記載した書類」
- ・参照資料 3-4：「令和6(2024)年度学生募集要項」

中項目	評価の視点	
2 学生支援	3-2-1	学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針を明示していること。
	3-2-2	学生支援に関する方針に基づき、組織体制を整備し、機能させていること。
	3-2-3	適切な体制で障がいのある学生、および社会人経験者など、多様な学生に対する支援を行っていること。
	3-2-4	適切な体制で卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援が行われていること。
	3-2-5	適切な体制で在学生の課外活動等に対する必要な支援を行っていること。

#### <現状の説明>

本学設置法人の「学校法人国際ビジネス学院」の「服務規程」では、「積極的に創意と工夫を心掛け、明るい職場を築く」とあり、同時に「学院の方針及び自己の責務をよく認識し、その業務に参加する誇りを自覚」とある。

すなわち、本学の業務においては、学生の成長を一番の喜びと考え、愛情と熱意をもって学生を導くことが求められているといえよう。さらに、学生の修学、進路選択や心身の健康等について、本学では教員が連携しながら教育を行っており、学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する方針が明示されている。

また、「教育課程」「学生生活」「奨学金」等、各種学生支援に関わる具体的事項を「学生便覧」にまとめ、学生に配付している。

以上のとおり、「服務規程」で教職員が学生と関わるあり方を示し、「学生便覧」には具体的に各種学生支援に関わる事項をまとめ学生に周知がなされている。すなわち、「学生便覧」では学生支援に関する具体的なあり方が示されている。

学生支援のうち、修学支援に関しては、「教務・学生委員会」がその責を担っている。同委員会は、学部長・基幹教員うち学部長が指名する者・事務局職員によって構成され、修学支援に関して審議を行っている。事務局職員は、事務局長が出席している。具体的な支援は、一般の事務職員が行っている。

修学支援のうち、補助的な役割については、4名の学年担任が業務を担っている。また、臨地実習支援に関しては、臨地実務実習委員および各企業の担当教員が業務を担っている。

具体的な取組みについては、前述のとおり、シラバスの作成・活用のほか、学生の円滑な学修を支援するため、履修ガイダンスの開催、教員によるオフィスアワーの設定、担任教員による定期的な学生面談などを行っている。

学生支援のうち、生活支援に関しても、「教務・学生委員会」がその責を担っている。これらは、学校カウンセラーが協力をしている。

本学では、学生支援に関する方針に基づき、組織体制を整備し、機能させている。すなわち、「連携研究センター」や「附属図書館」など学生の教育・研究・地域貢献の核になる組織体制を整備し、機能させている。

さらに、「教育課程」、「学生生活」、「奨学金」等、各種学生支援に関わる事項を「学生便覧」にまとめ、学生に配付している。特に、「学生便覧」には具体的に各種学生支援に関わる事項をまとめ学生に周知がなされている。

また、臨地実習支援に関しては、「臨地実習委員会」の業務となっている。臨地実務実習委員会では、臨地実習のたびに「臨地実習事前説明会」と「臨地実習キックオフ・ミーティング」と「臨地実習報告会」を行い、臨地実習の成果の学生の間への定着を行っている。さらに、これらの行事を通して出てきた課題を確認し、学生の間に定着する試みがなされている。

学生支援の具体的な取組みについては、本学の「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援」に記されている。本学では、「学年担任制」を導入し、学生の修学その他の問題について相談に応じている。さらに、「オフィス・アワー」を設け研究室を開放的にすることで、学生が相談しやすい環境づくりを行なっている。学生はこの「オフィス・アワー」を通じて、学習や進路のこと、また、学生生活全般についていつでも相談することができる。

また、本学は、少人数教育を行い、教員と学生の距離が近く、一人一人の声を聞いて各々が学習成果を上げられるよう指導に努めている。入学前には、「入学前教育」を行い、入学後スムーズに学修に入れるよう、入学前教育を実施している。入学後は、「リメディアル教育」を行い、入学後に筆記試験等の適切な方法による基礎学力のレベル測定を行い、個別の能力水準を判定した上で、正規カリキュラム外におけるリメディアル教育の機会を設けている。

「経済的支援」が必要な学生に関しては、経済的支援として、下記のような奨学金制度がある。あわせて、日本学生支援機構の奨学金の紹介手続き支援を行なっている。

#### (1) 遠距離通学者支援奨学金制度

遠方より鉄道を利用して通学する学生を対象に交通費を補助し通学をサポートするものである。

(2) 成績優秀者特別奨学金制度

成績が優秀な学生への支援については、「成績優秀者特別奨学金制度」が設けられている。これは、全入学生のうち評定平均 4.2 以上の入学生を対象に、1 年間の授業料の最大半額を免除する。ただし 2 年次以降進級時は別に定める規定により 1 年ごとに審査をする。

(3) 調理師免許取得者奨学金制度

調理師免許取得者を対象に入学金を全額免除する。

(4) 後継者育成奨学金制度

フードビジネス産業の後継者育成を応援するため、対象となる入学生の入学金を全額免除する。

(5) 日本学生支援機構等の団体が運営する奨学金の活用

日本学生支援機構の貸与奨学金に加え、高等教育の修学支援新制度における確認大学となり、日本学生支援機構の給付奨学金と授業料等減免を行っている。これらの授業料等減免の支給は、学費等納付金の納付後に返還を行う方法を原則としているが、特に学費等納付金の支弁が難しい世帯から要望があった場合は、納付額からあらかじめ控除することを許可しており、必要資金額を軽減させることで負担の軽減をしている。

日本学生支援機構を始めとした各種奨学金の募集や手続きの周知においては、より広く学生に情報を届けることを目的に、大学の掲示やインターネット上のなど、複数の媒体を活用して行っている。

ただし、本学では、令和 6(2024)年 8 月より「高等教育の修学支援新制度の対象機関」の対象外となった。それに伴い、経済的な支援が必要な本学への入学希望者が安心して学業に取り組めるよう支援するため、本学独自の奨学金制度にて対応している。

また、日本学生支援機構の第一種・第二種貸与奨学金については、従来通り利用することが可能である。なお、本学の在学生については、卒業までは制度対象者となり支援が継続される。

本学では、「障害学生修学支援規程」を設け、障害のある学生が能力並びに障害の種別及び程度に応じ、十分な教育が受けられるようにしている。ここで、障害のある学生とは、視覚障害、聴覚障害、肢体不自由、内部障害、精神障害（発達障害を含む）等の障害があり、障害者手帳を有する者又はこれに準ずる障害があることを示す診断書等を有する者、或いは、長期にわたり授業又は学生生活に相当な制限を受けるため、本人が支援を受けることを希望し、かつその必要性を認めた者である。

同規定において、学長や学部長はじめ教職員は、障害のある学生が修学における不利益を受けないよう配慮し、修学等支援方策を推進するよう努力している。そして、修学等支援方策に係る実施計画は、「教務・学生委員会」と障害のある学生、「所属学科」が連携して 審議し策定することとしている。

次に社会人の支援を説明したいが、本学には社会人の学生はいないために割愛せざるを得ない。今後、社会人の学生の入学と活躍が期待される。

「学生の心身の健康保持・増進」については、本学では、カウンセリングルームを設置している。ここでは、非常勤ではあるが学校カウンセラーが、学生生活上の悩みや心の問題についての相談活動を行っている。学校カウンセラーは、学生がより良い大学生活を送れるよう、学生の心理的安定や成長のために、心の健康調査や心理相談を行っている。

これらは、入学時の学生全員に対して、入学時オリエンテーションにて学校カウンセリングルームの案内を行い、併せて学生の心身の健康意識及び健康状態の向上を目的とした各種プロジェクトを行っている。

本学では、「進路選択支援」を専任教員が中心となり行っている。具体的には、「就職支援センター」を設け、複数の専任教員が就職の支援を行っている。この教員に加え、進路指導経験の豊富な職員やキャリア・コンサルタントが学生のカウンセリングを実施している。さらに、学生ひとりひとりの進路希望や学生生活の状況、キャリアビジョンに関する情報等を教職員で共有化を図り、全学で連携しきめ細かなキャリア指導に取り組んでいる。

本学における「卒業後の進路・キャリア形成に関する相談・支援」には、「臨地実習を始めとするインターンシップ」に関する教育支援、「自己実現、就職活動」のための教育支援、「起業」のための教育支援に大別される。

以上をまとめれば、本学では、下記サービスを提供することで、学生の就職活動を円滑に行えるように支援をしている。(1) 就活講座の提供、(2) 就活情報の提供、(3) 就活支援全般 (4) サポート体制という 4 つの就職支援施策を実施している。

本学では、「学友会」において学生のサークル活動の支援も行っている。本学では、「e スポーツサークル『Zen (ゼン)』」と「軽音サークル」が活動を行っている。これらのサークルには、日常的な運営支援を行っており、支援の一環として、活動内容について、各団体からの届け出に基づき活動状況を学内に周知している。毎年度、学年暦上、学園祭当日及び準備片付け期間を休講にするとともに、教室を貸出している。

「学生広報委員会」などの学生活動についても、教室を貸し出すなどの運営補助をしている。

本学では、大学の組織として「連携研究センター」を設置し、地域住民に必要なニーズや課題を基に、個々のプロジェクトを推進する形をとって地域貢献を行っている。学生の若々しいエネルギーと知識を持って対応することで、大学の教育・研究上の資源の提供を促している。学生が地域貢献活動を通じて地域社会に積極的に関与することで、普段接することの無い世代との交流や早い段階での企業、自治体との協働により学生の成長を促すと共に地域の結束力の向上に寄与している。

<根拠資料>

- ・参照資料 3-5 : 「学校法人国際ビジネス学院「職務規程」
- ・参照資料 3-6 : 「学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援」
- ・参照資料 3-7 : 「組織」
- ・参照資料 3-8 : 「2024 年度学生便覧」
- ・参照資料 3-9 : 「教務・学生委員会規定」
- ・参照資料 3-10 : 「学友会会則」
- ・参照資料 3-11 : 「臨地実習委員会規定」
- ・参照資料 3-12 : 「奨学金規定」
- ・参照資料 3-13 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学における『高等教育の修学支援新制度』の代替制度について」
- ・参照資料 3-14 : 「障害学生修学支援規程」
- ・参照資料 3-15 : 「学生団体に関する規定」
- ・参照資料 3-16 : 「臨地実習事前説明会概要」
- ・参照資料 3-17 : 「臨地実習キックオフミーティング概要」
- ・参照資料 3-18 : 「臨地実習報告会」
- ・参照資料 3-19 : 「2023 年度連携研究センター学生研究員制度採択一覧」
- ・参照資料 3-20 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学 キャリア教育・就職支援」

中項目	評価の視点	
3 学生の受入れ、学生支援の検証・改善等	3-3-1	学生の受入れ、学生支援の事項毎の効果等を確認し、改善を図っていること。学生支援については、学生等の意見を反映するしくみがあること。

<現状の説明>

学生の受入れに係る事項の効果については、入試科目に英語がないことも踏まえて、シラバスにて1年次に、『英語』の授業を通じ、基礎的な内容を聞く・話す・読む・書くというコミュニケーション能力を身につけられるようにしており、また講義やゼミ、文献読解やレポート作成に必要な基礎的な能力は、『アカデミックリテラシー』を通じて、必要な基礎的な能力を身に付けている。

本学運営を4年行った結果、学生がどのような就職先についたら良いのかを明確にする必要を感じ2024年度に「改革推進委員会」を立ち上げ、令和7(2025)年度のカリキュラムからは3年次に「食品メーカー」「外食産業」「起業」の3つから専攻を選べるようにすることを決定した。

キャリア支援等、学生支援に係る事項の効果については、就職支援センターが中心となり1年次より、「キャリアガイダンス」を行っている。

令和6(2024)年度より学生の要望により学生向けの特別プログラムを水曜日の3限に実施している。(年間20回程度)内容について就職活動を踏まえ、「マナー講座」「アピアランス」「SPI対策」「ES講座」「就職活動の手引き」などを実施している。

学生から授業アンケートについては半期ごとに全科目を実施している。実施後の数値については全教員で共有され改善が必要と思われる内容には、教務・学生委員より担当教員への指導が行われる仕組みとなっている。

以上、本学では、学生の受入れ、学生支援の事項ごとの効果等について、教務・学生委員会にて審議し、学生等の意見を反映できるよう各種調査を実施している。

<根拠資料>

- ・参照資料 3-21 : 「かなざわ食マネジメント専門職大学 シラバス」
- ・参照資料 3-21 : かなざわ食マネジメント専門職大学 HP 内「就職支援センター」

### 基準3 学生の受入れ・支援の現状に対する自己点検・評価

#### (1) 長所と問題点

##### 【長所】

1. 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を踏まえて学生の受入れ方針を策定し、求める学生像や入学者に求める水準等の判定方法等を明示している。
2. 選抜方法及び手続をあらかじめ公表した上で、所定の選抜基準及び体制の下で適切かつ公正に入学者を選抜している。
3. 入試種別としては、多様な入学者を受け入れるため「総合型選抜」「学校推薦型選抜(指定校推薦・公募型推薦)」「一般選抜(独自試験型・共通テスト利用型)」を設けている。入学試験委員会のもと公正・公平な入学者選抜を適切に実施している。
4. 障がいのある学生に対しては、「障害学生就学支援規程」に基づき、合理的配慮の提供等を行っている。

##### 【問題点】

1. 開学初年度の令和3(2021)年度から入学者数は定員の半数未満のままであり、令和6(2024)年度入学生も定員充足率は3割を切っている状況である。これは本学のユニークさを十分に紹介できていないことも要因と思われることより、今後はオープンキャンパスや高校への訪問授業などで本学の特色について知ってもらうための工夫を考え定員充足率を高めることとする。
2. 社会人経験者を受け入れるための十分な規則、規定が定められていない。

#### (2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

令和3(2021)年度の開学時より入学定員が充足されていない。令和6(2024)年度から、調理師学校などからの編入学による定員確保も本格的に進めていくことを確定。また業者

主体の高校でのガイダンスは既存の枠組であり、本学が提供する「食マネジメント」＝食関連ビジネスの経営学 に当てはまるものはなく、非効率な活動でもあるため、こちらも今後の進め方を検討するものの、それにかわる現実的な方法がないまま、現在も既存の枠組みでの高校訪問を継続している。

<根拠資料>

- ・参照資料 3-23：「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」
- ・参照資料 3-24：「かなざわ食マネジメント専門職大学 HP 」
- ・参照資料 3-25：「かなざわ食マネジメント専門職大学 設置の趣旨を記載した書類」
- ・参照資料 3-26：「令和 6(2024)年度 学生募集要項」

基準4 教育研究実施組織等

中項目	評価の視点	
1 教員及び事務職員等の組織編制方針等	4-1-1	当該専門職大学の食ビジネス分野における教育研究上の目的を達成するため、教育研究活動を推進する上で必要となる、教員及び事務職員等の組織編制方針を定めていること。また、教育研究の実施にあたり、教員及び事務職員等の適切な役割分担の下で、連携体制を確保するとともに責任体制を明確にしていること。
	4-1-2	当該専門職大学の食ビジネス分野における使命・目的等を共有し、達成に向けた協働意欲を醸成するために、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っていること。

<現状の説明>

本学は、「かなざわ食マネジメント専門職大学学則」が定める、大学の目的及び学部の実現するために、以下の「教員組織編制」の方針を取り、組織の責任体制を決め、連携体制を確保している。

学校教育法第92条において、学長は、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」と規定している。学長は、かなざわ食マネジメント専門職大学（以下、「本学」という。）の包括的な最終責任者として位置づけられており、学長の意思決定をサポートする諮問機関として、次の機関を備えている。

(1) 運営会議

大学運営（経営、広報、安全管理、施設、人事等）について審議し、理事会と大学教学・事務との意見調整を図る。また、運営会議の構成員は、学長補佐として所定の任務を遂行する。

(2) 教育課程連携協議会

大学並びに産業界及び地域社会との連携による教育課程の編成・実施等に関する事項を審議する。

学長は、上記機関の助言を得て、大学運営に関する最終的な決定を下している。学長は理事会の構成員であり、大学の意思を理事会に伝え、理事会と大学との意見調整を行っている。

専門職大学に求められる役割機能の発揮と食マネジメントという新しい学問分野における研究と教育の実践が本学の目的であるが、日々変化する社会環境に対応した研究と教育の改善・改革には、大学組織において適切に対処できるよう学長のリーダーシップが求められる。大学の方針に基づく、大学運営上の意思決定は運営会議の審議を経て、学長が意思決定を行うことになっている。意思決定を支援するための重要な機関は、運営会議下に配置している専門委員会と教授会下に配置する教学委員会の活性化が重要である。学長が運営に関する課題について委員会に適宜諮問を行い、各委員会も大学方針に基づき、自主的な意見形成を行うことで、学長の意思決定を支援することになる。そのような役割を發揮できるよう、各委員会規程の整備と、上位機関との関係性について整備を行い、委員会の活性化を図っている。

また、「事務職員組織編制」に関しては、参照資料4-2のとおりである。大学の事務を担当する専任職員は、現在3人（事務局長1人、事務員2人）である。ただし、大学の事務業務の内の人事、総務、財務、経理、情報システム、広報の職務を、同一法人の事務組織において共通に行える点は兼務で担っている。重複業務を省き、法人全体で合理的に事務処理を行うことで、大学の事務業務は支障なく行われている。

但し、今後、学生数や教員数の増加が見込まれた場合や大学の方針の実現や課題に対するために人員の増加が必要な時は、専門的に対処すべき職務に、計画的に専門知識・技能を持つ事務職員の採用、配置をする計画である。

事務局長は、運営会議の構成員であり、職員も経営・教学組織に参画できる体制となっている。

教員と事務職員等との連携体制については、「大学全体会議」を開催し、現状の課題、問題点等を共有し、教職員全員で改善するように努めた。

また、本学の特色として、各種委員会体は、教員だけでなく、職員（事務職員）を、正式な委員として構成していて、議事録や委員会資料の取りまとめを行うとともに、各種委員会委員長と連絡を密にすることで、委員会審議の進行をスムーズなものにし、教職員が一丸となって、それら施策を審議し、実行している。

以上、達成に向けた協働意欲を醸成するために、本学は、教職員組織等の円滑な運営と改善向上に向けた取組を行っている。

<根拠資料>

- ・参照資料 4-1：「大学運営組織図参照資料」
- ・参照資料 4-2：「事務組織図」

中項目	評価の視点	
2 教員及び事務職員等の配置	4-2-1	法令上の基準を遵守し、固有の目的を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるだけの基幹教員を配置していること。 ※専任教員制をとる大学は、「基幹教員」を「専任教員」と読み替える。(以下同)
	4-2-2	教育課程の教育上主要と認める授業科目については、原則として、基幹教員の教授又は准教授を配置していること。 ※ただし主要科目を担当する教員配置についての考え方を明確にすること。
	4-2-3	基幹教員の構成は、特定の年齢層に著しく偏らないものであるとともに、当該専門職大学の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮していること。
	4-2-4	事務体制を整備し、事務職員等を適切に配置していること。

<現状の説明>

本学全体の基幹教員数は、専門職大学設置基準の必要基幹教員数を充足している。また、実務の経験等を有する基幹教員（実務家教員）数、研究上の業績を併せ持つ実務家教員数も、専門職大学設置基準を充足している。当該学部の種類は、専門職大学設置基準別表第一（第34条）のイにより「経済学関係」に該当することから基幹教員数は、同別表一のイ及びロに基づき、次のとおりとなる。

別表第一イ	学部の種類	基幹教員数	必要教授数	備考
	経済学関係	10	5	
別表第一ロ	全体の収容定員	基幹教員数	必要教授数	備考一、三
	160	6	3	

上記に基づき、同設置基準34条に定める「実務の経験等を有する基幹教員」の数及び本学部の基幹教員の配置数は次のとおりである。

	基幹教員数	必要教授数	実務家教員数		
			35条1項	35条2項	35条3項
設置基準 基幹教員数	16	8	7	4	3
学部配置 基幹教員数	16	10	10	4	2

本学では、専門職大学として専門性の高い知識や技術、実践的、発展的な知識・技術を学べるように、かつ質の高い教育の実現を図るための教員配置を行っており、基幹教員を16人体制としている。

また、実務家教員は、「業界での実績」や「業界における知名度」のある者、その業界の職種において長年継続して勤めていた者等を10人配置している。

なお、実務家教員のうち、大学での教員歴や、修士以上の学位を持つ者や研究業績のある者として実務家教員10人のうち4人を配置する。この位置づけは、理論と実践を架橋することを実現する。また、みなし教員として3人を配置する。みなし教員に該当する者は、本務が当該業界において成果を上げ、高い評価を受けている人材である。実務家教員以外にも産業界から多彩な兼任教員を配置することで、フードビジネス産業における最先端の技術と知識を学生に指導できる体制を整えている。

本学では、学位授与方針に定める各能力を踏まえ、下表のとおり教育課程上の主要授業科目を設定している。各主要授業科目は、専門職大学設置基準に基づき、原則、40名以下で授業を実施するため、教員の授業負担が過多とならないよう、授業科目によっては複数の教員で担当する体制としている。

また、基幹教員の構成は以下のとおりである。

【年齢構成】	（令和6(2024)年5月1日現在）	【年齢構成】	（令和7(2025)年5月1日現在）
・70代	4名(25.0%)	・70代	2名(12.5%)
・60代	4名(25.0%)	・60代	3名(18.7%)
・50代	6名(37.5%)	・50代	8名(50.0%)
・40代	2名(12.5%)	・40代	3名(18.7%)

文部科学省からも定年規程に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が高いことから、定年規程の趣旨を踏まえた適切な運用に努めるとともに、教員組織編制の将来構想を策定し、着実に実行することと指摘をいただいているため、完成年度で定年を迎える基幹教員については、4人が退職、また、60歳を超える基幹教員についても2人が退職したため、後任として40代4人、50代1人、60代1人を特定の年齢層に著しく偏らないように、当該専門職大学の分野の特性を踏まえつつ、多様性を考慮し採用した。

事務体制の整備に関しては、「業務の組織的かつ効率的な運営」をはかるため、大学の事務業務の内の人事、総務、財務、経理、情報システム、広報の職務を、同一法人の事務組織において共通に行える点は兼務で担っている。重複業務を省き、法人全体で合理的に事務処理を行うことで、大学の事務業務は支障なく行われており、事務職員等を適切に配置している。

<根拠資料>

- ・参照資料 4-2：「事務組織図」
- ・参照資料 4-3：「主要科目一覧」

中項目	評価の視点	
3 教職員の募集・採用・解職・昇格	4-3-1	教員の募集、採用・解職及び昇格等について、理論と実践を架橋する教育を行うにふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。
	4-3-2	事務職員等の募集、採用・解職及び昇格等について、携わる職務にふさわしい能力・実績を審査するための適切な基準及び手続を定め、それらに基づき公正に実施していること。

<現状の説明>

教員の採用、昇任に関する事項においては、「教員選考人事規程」に明記されている。

ただし、今年度は、大学の立て直しを図るためにスピーディーに教員組織を作り上げる必要があるため、法人で教員選任委員会を立ち上げて教育体系に影響を及ぼさないように教学側の意見も取り入れながら、年齢の若い教員への交代を促進した。ただし、今後に関しては、大学の規程に則り、教員採用を行っていく予定である。

選考方法においては、「教員選考人事規程」に則り、応募者の業績等を基に書類選考を行い、その結果により技能、適性の審査をおこない候補者を決定した。採用の可否に関しては、「改革推進委員会」で審議を行い、採用の可否は理事長が決定した。

昇任に関しては、「かなざわ食マネジメント専門職大学教員選考における運用内規」に則り、昇任の請求がなされたものに対して、「改革推進委員会」で審議を行い、昇任の可否は理事長が決定した。

事務職員の採用に関しては、採用計画に基づき、法人人事部を中心に実施している。「学校法人国際ビジネス学院就業規則」に則り、候補者を決定し、採用申請を経て、最終的に採用の

可否は理事長が決定している。

「人事担当理事」により、業務における責任感や使命感、教育的熱意等、業務を行ううえで必要な資質能力を身に付けた人材であるか採用面接を通して確認し、候補者を決定している。

昇格においては、人事担当理事による面談を経て、厳正に審査した後、昇格の可否に関しては理事長が決定している。

<根拠資料>

- ・参照資料 4-4：「教員選考人事規程」
- ・参照資料 4-5：「令和 7(2025)年度改革推進委員会議事録」

中項目	評価の視点	
4 教職員の資質向上等	4-4-1	教職員の資質向上を図るために、組織的な研修等を実施していること。その際、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教職員に求められる職能に関する理解の向上に努めていること。
	4-4-2	当該専門職大学の教育に資する研究のあり方を明らかにし、組織的な支援によって、専門分野の学術的研究、企業その他組織のマネジメントに関する知識の充実及び刷新を伴う実務に基づく研究に継続的に取り組むよう促していること。
	4-4-3	教員の教育研究活動に対し、適切な条件設定（授業担当時間の適正な設定、研究専念期間等の保障、研究費の支給等）、環境整備（研究室の整備等）及び人的支援（TA等）を行っていること。

<現状の説明>

教職員の資質向上を図るために FD・SD 委員会が中心となって実施している。  
令和 6（2024）年度は、次の FD/SD 研修会を実施し、教育及び専門領域の実務に関する知見の充実、教育上の指導能力及び大学教職員に求められる職能に関する理解の向上に努めた。

開催日：令和 6（2024）年 4 月 1 日  
テーマ：高等教育機関を取り巻く環境の変化と募集好環境をシステムで捉える  
講師：島津 大志（リクルート）

開催日：令和 6（2024）年 6 月 24 日～7 月 5 日  
テーマ：互見講義週間の設定による講義スキルアップ  
期間内に他の教員の講義に 2 回参加し、簡易的な振り返りを行い協議する。

開催日：令和 6（2024）年 8 月 8 日  
テーマ：10 年間の学生の変化と対応—地方私立短期大学の取組—  
講師：吉岡 利恭（金城大学前副学長）

開催日：令和 6 (2024) 年 8 月 22 日  
テーマ：完成年度に向けての各種取組 (カリキュラム中心に)  
講師：新カリキュラム検討チーム他

開催日：令和 6 (2024) 年 10 月 1 日  
テーマ：自分の価値を見つけるための働き方  
講師：渡部 晃一 (エムアンドケイ (株))

開催日：令和 6 (2024) 年 10 月 1 日  
テーマ：教育における生成 AI の活用の今とこれから  
講師：上原 玲 (Google 日本法人本社)

開催日：令和 6 (2024) 年 11 月 27 日  
テーマ：指導法の改善「アクティブラーニング」  
講師：杉森 公一 (北陸大学教育推進センター長)

開催日：令和 6 (2024) 年 12 月 4 日  
テーマ：指導法の改善「教育と学習の評価」  
講師：杉森 公一 (北陸大学教育推進センター長)

開催日：令和 7 (2025) 年 3 月 18 日  
テーマ：探求授業における学生のプレゼンの実際  
講師：森下 広大 (金沢高等学校)

また、学生に対する授業アンケートの結果を担当教員にフィードバックし、授業内容の改善に努めている。設問は学修目標の達成度、授業における学生自身の貢献度、受講態度、学修内容の必要性、学修内容の難易度、学修内容の分量、理解促進を図る授業運営上の工夫、学修意欲向上を図る授業運営上の工夫、学生同士の協働を促進する授業運営上の工夫、履修推奨度、良い点、改善点について、受講した学生の評価、意見・要望を確認するものとしている。実施時期は、前期・後期の各学期末とし、すべての授業科目を対象としている。

本学における研究のあり方や研究の方針に関しては、学長より教育目標、教育方針に基づき、以下のように定められている。

- ① 個人研究・・・教員の専門分野に関わる研究活動を推進する。その成果については学会、講演会、研修会、論文誌、書籍等により社会に広く発表し、教育の質および社会における大学の認知に寄与する。
- ② 共同研究・・・本学の教員間や他大学教員との共同研究、学会等の研究プロジェクト等への応募・参加を推進する。

また、アカデミック教員による従来型の学術研究と実務家教員による実践的な研究が継続的に行われるよう研究費の支給、研究室の手当て等を行い、大学として組織的に研究活動が継続的に行われるよう取り組んでいる。研究成果の発表の場として、令和 6 (2024) 年度初頭、「かなざわ食マネジメント専門職大学紀要」(電子ジャーナル)を刊行し、組織的に研究活動を継続して行うための取組も行っている。

教員の教育研究活動に対して、教員 1 人に 1 部屋、デスク、椅子、棚、打ち合わせ用の机及び椅子、パソコンを備えた研究室を用意している。また、専門学校や事務局と共用であるが、プリンター・コピー機、シュレッダーなどが使用できる。

附属図書館には、令和 6（2024）年 5 月 1 日現在、専門書を中心に蔵書 10,000 冊以上を揃えている。また、教員に対しては特別貸出（研究室貸出、貸出期間の拡大）を行い、研究活動が円滑に進められるようにしている。

研究倫理については、「研究・図書・紀要委員会」が次の業務を行っている。

- (1) 学術研究活動の活性化に関すること
- (2) 研究組織基盤の整備に関すること
- (3) 学内外における共同研究及び研究交流の推進に関すること
- (4) 研究費の不正使用防止に関すること
- (5) 研究上の倫理及び安全に関すること
- (6) その他研究推進に関すること

令和 6（2024）年度は、全教員を対象に、研究倫理について令和 5（2023）年 8 月に「研究費の適正な執行 適正な研究活動」をテーマに研修を実施した。また、新任教員は「日本学術振興会 研究倫理 e-ラーニング」を受講した。新任教員着任の際は、研究倫理 e-ラーニングを過去受講、未受講にかかわらず、本学で受講することを必須とする。なお、同研修は全教員の 5 年に 1 回の再受講を予定している。

さらに、本学の研究倫理については、「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づき、「研究活動不正行為防止規程」に定めている。

本学の研究活動への資源は、次のように「個人研究費」「共同研究費」により分配される。

(1) 個人研究費

「個人研究費規程」に基づき、基幹教員（教授、准教授、講師、助教）に対して、年額 20 万円（上限）の研究費を支給している。教員は「研究費執行の手引き」により、適切に個人研究費の手続きを行っている。

(2) 共同研究費

「共同研究費使用規程」に基づき、年間 50 万円を限度額に支給している。

本学は、地域社会から多くの支援を受けている。地域に研究成果を還元し、卒業生を地域に送り出していくためにも、研究活動を学内から学外へとフィールドを拡大していく必要性を認識している。

<根拠資料>

- ・参照資料 4-6：「大学教員へのミッション」
- ・参照資料 4-7：「研究活動不正行為防止」
- ・参照資料 4-8：「個人研究費規程」
- ・参照資料 4-9：「共同研究費使用規程」

#### 基準4 教育研究実施組織等の現状に対する自己点検・評価

##### (1) 長所と問題点

###### 【長所】

1. 本学の基幹教員の配置は、教育理念等を実現し、理論と実践を架橋する教育を十分に実施できるものである。
2. 「FD(Faculty Development)・SD(Staff Development)委員会」が主催する研修等により、教育上の指導能力及び大学教職員に求められる職能に関する理解の向上が出来ている。

###### 【問題点】

3. 教育組織編成方針は明文化されていないので今後、定める必要がある。
4. 教員個々の個人研究費内における研究以外に、共同研究に関する諸規定を整備して、外部機関や組織等との多様な研究が推進されるよう改善していく必要がある。とりわけ共同研究には外部資金の獲得が大きな課題となる。

##### (2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

今後の基幹教員配置に当たって、これまでの理論と実践を架橋する教育が十分行える点は継続し、男女比分布・年齢分布など、多様性を考慮した教員採用を行う。

基準5 教育環境の整備、社会との関係

中項目	評価の視点	
1 教育環境の整備	5-1-1	食ビジネス分野の教育課程を実施する上でふさわしい教室、その他必要な施設を設け、かつそれらは、適切な学生数で利用されていること。
	5-1-2	学生の自主的な学習を支援し、学習効果の向上を図るため、自習室、学生相互の交流のためのラウンジ等を設けていること。
	5-1-3	図書館には、学習及び教育研究活動に必要かつ十分な図書等を備え、かつ利用時間その他の利用環境は、学習及び教育活動を支えるものとして十分であること。
	5-1-4	学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備し、活用していること。

<現状の説明>

当該校地の面積は 7739.94 m<sup>2</sup>を有している。校舎等施設としては、3階建ての校舎（1819.08 m<sup>2</sup>）を有している。および法人が運営するグループ専門学校の共有使用の校舎（1825.99 m<sup>2</sup>）を有している。施設内訳としては、講義室 10 室、演習室 3 室、実習室 1 室、研究室 23 室、図書館、学長室、会議室 2 室、事務室、医務室、カウンセリングルーム、自習室、学食を有し、講義科目だけではなく、演習、実習科目等の様々な授業形態に対応可能な施設設備及びその他必要な施設を設けており、本学の教育課程を実施するうえで十分な施設を有している。

なお、「授業を行う学生数」に関しては、専門職大学設置基準の趣旨を踏まえ、1つの授業科目を同時に受講する学生数を 40 名以下（在籍数、1 年 11 名、2 年 9 名、3 年 15 名、4 年 7 名）としている。

グループディスカッション等で利用される学生自習室として、「講義室 6」を有している。令和 3(2021)年度からの開学時、新型コロナウイルス感染拡大に伴い、学生の大学施設利用は制限されていたが、令和 5(2023)年 4 月からは自由に入室できるようにした。

また、教室は、授業で使用していない時間帯を自習や学生相互交流の場として、学生に開放しており、専門学校と共用している学食も利用できるようにしている。

本学の図書館では、充実した学修環境を提供するため、学科のまなびの柱である「ビジネス」、「食」、「ICT(Information and Communication Technology)」、「グローバルコミュニケーション」をはじめとしたコンテンツを整備している。学生の学修支援のための環境整備に努め、利用者のニーズに合った図書館運営と管理を行っている。

令和 6(2024)年 5 月 1 日現在の蔵書数は、図書 10,891 冊(うち冊子体雑誌 11 誌)を所蔵している。学科に関する専門書を多く取り揃えている。学生や教職員は自宅等学外からのアクセスも可能である電子書籍も確保している。

開館時間は、授業開講日の 9 時から 18 時までである。

図書館の閲覧座席数は、全 60 席である。

なお、利用者の要望に応えるため、学生及び教職員からの図書のリクエストを随時行っている。なお、購入の可否については、「図書委員会」で判断を行っている。

また、本学は、無線 LAN を整備しており、授業支援ツールとして、Google Classroom も利用できるようにしている。また、開学時からの新型コロナウイルス感染拡大を受けて、オンライン授業及び会議・ミーティング用に Zoom を導入した。

モニタに関しては、全教室に設け、解像度は 1,920×1,200（スクリーンは教室サイズにより 100 インチ、120 インチ、200 インチ）である。また、オンライン授業等で利用できるよう、ビデオカメラも用意されている。

その他、学生等が PC を使用するために必要なコンセントを教室に多く配置している。また、学生や教職員、教育研究に関わる学外者との円滑なコミュニケーションのために、本学では、学習及び教育活動に必要かつ十分な設備（情報インフラストラクチャーを含む）を整備するとともに、活用している。

<根拠資料>

- ・参照資料 5-1：「施設の概要（校地校舎）」
- ・参照資料 5-2：「図書館規程」
- ・参照資料 5-3：「図書一覧」（令和 5(2023)年 5 月 1 日現在）
- ・参照資料 5-4：「図書委員会規程」

中項目	評価の視点	
2 社会との関係、情報の公表	5-2-1	教育課程連携協議会からの意見を反映するなど、社会からの意見を当該専門職大学の運営やその改善・向上において勘案していること。
	5-2-2	当該専門職大学の運営と諸活動の状況、自己点検・評価の結果及び改善状況について情報を公表し、説明責任を果たしていること。また、その使命・目的や活動状況について産業界等をはじめ、社会からの理解を得るよう取組んでいること。
	5-2-3	教育課程の編成や実習など企業やその他組織との協働・連携等を積極的、継続的に推進していること。他組織と協定、契約等を結んでいる場合は、その決定・承認が適正な手続でなされ、また、資金の授受・管理等を適切に行っていること。

<現状の説明>

本学は、開学した令和 3(2021)年度から年 2 回、「産業界及び地域社会」の関係者から「教育課程の改善や授業科目の開発に関する意見」を得るため、「教育課程連携協議会」を開催している。この「教育課程連携協議会」の学外構成員は、本学の教育課程に関連する職業に従事する者又は事業を行う団体のうち、広範囲の地域で活動する関係者であって、かつ、当該職業の実務に関し豊富な経験を有する者、地方公共団体の職員、地域の事業者による団体の関係者等、本学が開設する授業（臨地実習）の実施において、本学と連携する事業者、本学の職員以外の者であって学長が必要とする者で、前期・後期の各学期末に教育課程の編成・実施に関する基本的な事項について協議を行っている。この「教育課程連携協議会」の議事録は、「教務・学生委員会」及び「教授会」で報告されている。令和 6(2024)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、教育課程連携協議会の意見を具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていない。令和 7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することを検討している（前述）。

以上、本学は、社会からの意見を当該専門職大学の運営やその改善・向上において勘案している。

情報の公表について、教育研究活動等の状況についての情報を本学 Web サイト「情報公開」で公表している。自己点検評価活動についても、毎年度、本学 Web サイト「情報公開」の中で前年度の自己点検評価活動を掲載した「自己点検評価報告書」を公表している。

また、産業界等をはじめ、社会からの理解を得る取組としては、「教育課程連携協議会」を実施している。「教育課程連携協議会」は、開学年度から年2回実施しており、その都度テーマを設定し、委員から意見を得ている。

尚、教育課程連携協議会の開学当初よりの全議事録は本学 Web サイト「教育課程連携協議会議事録」として「情報公開」の一環として公表している。

以上、本学は公表が求められている教育研究活動等の状況を適切に公表し、説明責任を果たすとともに、社会から理解を得られるよう産業界等との積極的な取組をし、情報を発信している。

実践的な職業教育を進めるための企業やその他組織との協働・連携等については、積極的、継続的に推進している。前述の通り、「教育課程連携協議会」を年 2 回実施し、人材像、経営学・食ビジネスの各専攻領域における教育課程の改善点、地域社会と連携した授業科目の開発等、協議を行ってきた。令和 6(2024)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、教育課程連携協議会の意見を具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていないが、「教授会」で全教員に共有しており、令和 7(2025)年度から協議内容を勘案した教育課程に改正することを検討している。また、配当年度が第 2 学年から第 4 学年である臨地実習Ⅰ・Ⅱ・Ⅲでは、以下の通り、数多くの連携企業に学生を派遣している。

【令和 6(2024)年度臨地実習学生派遣企業数】

- ・前期：臨地実習Ⅰ：9名、臨地実習Ⅱ：15名、臨地実習Ⅲ：6名

前期：前期派遣先企業 12 社（1 企業にて複数の実習の受け入れ有）

※臨地実習Ⅲは前期のみ

- ・後期：臨地実習Ⅰ：8名、臨地実習Ⅱ：15名、

後期：前期派遣先企業 12 社（1 企業にて複数の実習の受け入れ有）

これら企業には、専門職大学制度、本学の教育理念及び本学教育課程における臨地実習の趣旨を明確に、かつ十分に説明している。これらの説明に基づき、実習計画に依拠した実習の実施が可能であり、かつ学生を受け入れることができると臨地実習委員会が判断した企業等と「臨地実習に関する協定書」を結び、臨地実習委員会として、学生の居住地や通勤手段等を勘案して学生を派遣している。

<根拠資料>

- ・参照資料 5-6：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「情報公開」

(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)

- ・参照資料 5-7：「臨地実務実習協定書（様式）」

- ・参照資料 5-8：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「学校法人の概要」

(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)

- ・参照資料 5-9：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「教員組織、教員並びに各教員が所有」

(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)

- ・参照資料 5-10：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業に関する事」

(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)

- ・参照資料 5-11：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「学習の成果に係る評価及び卒業又は修学の認定に当たっての基準に関する事」

(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)

- ・参照資料 5-12：かなざわ食マネジメント専門職大学 Web サイト「校地・校舎等の施設及び設備その他学生の教育研究環境に関する事」

(<https://kanazawa-pu.ac.jp/university/infomation/>)

基準 5 教育環境の整備、社会との関係の現状に対する自己点検・評価

(1) 長所と問題点

【長所】

1. 講義室 10 室、演習室 3 室、実習室 1 室、研究室 23 室、図書館、学長室、会議室 2 室、事務室、医務室、カウンセリングルーム、自習室、学食を有し、講義科目だけではなく、演

習、実習科目等の様々な授業形態に対応可能な施設設備及びその他必要な施設を設けており、本学の教育課程を実施するうえで十分な施設を有している。

2. 学習及び教育活動に設備については、無線 LAN の設置による IT 環境整備。「Google Classroom」の提供、オンライン授業及び会議・ミーティング用に Zoom を導入し、活用している。

**【問題点】**

- 1 「施設・設備」に関しては適宜学生の意見を聴取し、改修、改善等を行う仕組みをとっているが、それら調査から具体的に改修、改善を行うまでには至っていない。
- 2 毎年度 2 回、「教育課程連携協議会」を実施し、意見等を得てきたが、令和 6(2024)年度までは設置計画履行期間となり、原則、開学時の計画に基づく教育課程の実施が求められることから、具体的に教育課程の編成・運営に反映するに至っていない。

(2) 長所の伸長・問題点の改善に向けた方策

教育環境面からの方策としては、自習や学生相互交流の場として、学生が自由に利用できる学生控室の活用など、他に専門学校のグループ校の活用など、施設利用の促進を図る。「教育課程連携協議会」からの意見については、引き続き、「教授会」で全教員に共有するとともに、今後、教育課程改訂検討の際に、協議内容を踏まえた意見を勘案することとする。

<根拠資料>

- ・参照資料 5-13 : 「施設の概要 (校地校舎)」